
第3期羽生市障がい者計画

平成30(2018)年度～平成35(2023)年度

第5期羽生市障がい福祉計画

第1期羽生市障がい児福祉計画

平成30(2018)年度～平成32(2020)年度



平成30年 3月

羽生市

ごあいさつ

「地域とともに 自分らしく

安心して暮らすまち」を目指して

本市では、平成21年度から10年間を計画期間とする「第2期羽生市障がい者計画」を策定し、障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らすことのできるまちづくりを推進してまいりました。

この間、平成24年に「障害者虐待防止法」、平成25年に「障害者総合支援法」、平成28年に「障害者差別解消法」がそれぞれ施行され、障がい者への理解と合理的な配慮が求められています。また、平成30年4月には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正が予定されています。

こうした新しい動きの中で、本計画は、「第2期羽生市障がい者計画」を1年短縮して、障がい者への理解を促進するため、平成30年度からの6年間の計画とする「第3期羽生市障がい者計画」、併せて計画期間3年とする「第5期羽生市障がい福祉計画」及び「第1期羽生市障がい児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

この計画は、「地域とともに 自分らしく 安心して暮らすまち」を基本理念とし、障がいのある人もない人も、すべての市民がお互いにそれぞれの人格と個性を尊重し、安心して地域で自立した生活を営める「共生社会」を目指しております。

社会に必要な人間は一人もおりません。障がいのある方が輝ける社会の実現に向け、計画に基づく各種施策に全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様にもご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました羽生市障がい者計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、障がい者団体や障がい福祉サービス事業所の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

羽生市長 **河田晃明**



目 次

第1編 第3期羽生市障がい者計画	1
第1章 計画の概要	3
第1項 計画策定の趣旨	3
第2項 障がい者に関する制度改革の流れ	4
第3項 計画の位置づけ	7
第4項 計画の期間	7
第5項 計画の対象者	8
第6項 計画の策定体制	8
第2章 羽生市の障がいのある人の状況	9
第1項 羽生市の障がい者をめぐる状況	9
第2項 障がい福祉に関するアンケート調査の概要	12
第3項 障がい者関係団体・事業所ヒアリング結果の概要	26
第3章 計画の基本理念と体系	30
第1項 基本理念	30
第2項 施策体系	31
第4章 施策の展開	32
第1項 相互理解の推進	32
1. 障がいの理解の推進	32
2. 差別解消・権利擁護の推進	33
3. ボランティア活動の推進	35
第2項 地域生活への支援	36
1. 相談体制の充実	36
2. 障がい福祉サービスの充実	38
3. 防災・防犯体制の充実	39
4. バリアフリー化の推進	41
5. 保健・医療の充実	42
第3項 自立への支援	43
1. 保育・教育の充実	43
2. 経済的支援	45
第4項 社会参加と就労への支援	46
1. 就労への支援	46
2. 多様な働き方（福祉的就労）への支援	48
3. 社会参加活動への支援	49

第2編 第5期羽生市障がい福祉計画・第1期羽生市障がい児福祉計画...	51
第1章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画.....	53
第1項 障がい福祉サービスの体系	53
第2項 障がい福祉サービスの利用実績と量の見込み	54
第3項 地域生活支援事業.....	69
第4項 平成32（2020）年度における数値目標	78
第2章 計画の推進.....	81
第1項 障がい者支援協議会	81
第2項 障がい福祉施策の総合的な推進	82
第3項 PDCAサイクルによる計画の点検及び評価	83
資料編	84
1. 計画の策定経過	84
2. 羽生市障がい者計画等策定委員会設置要綱	85
3. 羽生市障がい者計画等策定委員会委員名簿	87
4. 用語解説	88

◇「障がい」の表記について

本計画では、障がいの「害」という漢字からくる印象を考慮し、法令などで定めている項目や固有の名称を除き、羽生市総合振興計画に準じて「障がい」と平仮名で表記します。

第1編

第3期羽生市障がい者計画

第1章 計画の概要

第1項 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づく「第2期羽生市障がい者計画」を平成21年3月に策定し、障がいのあるなしにかかわらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し、地域の中で安心していきいきと暮らすことのできる社会の実現を目指し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。また、障がい者への福祉サービスを規定する、期間3年の法定計画「羽生市障がい福祉計画」も、平成21年度からの第2期計画、平成24年度からの第3期計画、平成27年度からの第4期計画と策定を進めてきました。

この度、第4期羽生市障がい福祉計画の期間満了にあたり、上位計画である第2期羽生市障がい者計画の計画期間を1年短縮して策定します。策定にあたっては、平成23年の障害者基本法の改正を踏まえ、障がい者があらゆる分野において分け隔てられることのない共生社会の実現に向けて、障がい者の自立と社会活動への参加を支援するための基本理念を定め、各種施策に取り組みます。

また、第5期羽生市障がい福祉計画を策定するにあたり、障害者総合支援法の基本理念や国が定める障害福祉サービス及び相談支援事業等を円滑に実施するための基本指針に基づき、埼玉県の考え方と整合を図りながら、これまでの施策の進捗状況や障がいを持つ市民のニーズ等の反映に努めます。

なお、平成28年の児童福祉法の改正により、これまで同法に基づく福祉サービスとして障がい福祉計画に包含されていた障がい児に対する福祉サービス等の内容の充実が図られ、新たに「障がい児福祉計画」として法定計画化されました。改正児童福祉法では、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は一体的に策定できるとされていることから、本計画は、「第3期羽生市障がい者計画・第5期羽生市障がい福祉計画・第1期羽生市障がい児福祉計画」として策定します。

第2項 障がい者に関する制度改革の流れ

障がいのある人がより安心して生活できるよう、障がい者に関わる法律や制度、国の施策は毎年改正されています。近年の障がい者施策をめぐる主な法律や制度の動向を次に示します。

■障害者基本法の一部を改正する法律の施行（平成 23 年 8 月）

障害者権利条約の趣旨に沿った障がい者施策の推進を図るために、障がい者の定義の見直しや、国が目指すべき社会の姿が明記されました。また、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者があらゆる分野において分け隔てられることのない共生社会の実現が新たに定められました。

■障害者虐待防止法の施行（平成 24 年 10 月）

障がいのある人への虐待の禁止や虐待を受けたことのある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されました。

■障害者基本計画（第 3 次）の策定（平成 24 年 12 月）

障害者政策委員会がとりまとめた「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」を受け、政府は平成 25 年度から平成 29 年度までの概ね 5 年間の計画期間とする「障害者基本計画（第 3 次）」を策定しました。

■障害者総合支援法の施行（平成 25 年 4 月、一部平成 26 年 4 月）

障害者基本法の改正や障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向け新たな障がい保健福祉施策を講じるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成 24 年 6 月に成立しました。

平成 25 年 4 月施行分としては、障がい児者の定義に政令で定める難病等が追加され、一定の障がいのある人が障がい福祉サービス等の対象になるとともに、障がいのある人に対する地域生活支援事業の必須事業が拡大されました。

平成 26 年 4 月施行分では、障害程度区分から障害支援区分への見直しや重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化等が行われました。

■障害者優先調達推進法の施行（平成 25 年 4 月）

障がい者就労施設等の受注の機会確保のために、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が施行されました。

■成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行（平成 25 年 6 月）

平成 25 年 7 月 1 日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人が選挙権・被選挙権を有することとなりました。

■障害者雇用促進法の一部改正（平成 25 年 6 月）

雇用の分野における障がい者に対する差別を禁止するための措置及び法定雇用率の算定基礎の見直し等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の一部を改正する法律」が平成 25 年 6 月に成立し、平成 28 年 4 月には、雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止と合理的配慮の提供の義務化が施行され、平成 30 年 4 月施行分としては、法定雇用率の算定対象に精神障がい者が追加されることとなります。

■精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正（平成 25 年 6 月）

精神障がい者の地域生活への移行を促進するために、精神障がい者の医療に関する指針の策定や保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続き等の見直しが平成 26 年 4 月に施行され、精神医療審査会に関する見直しが平成 28 年 4 月に施行されました。

■障害者権利条約の批准（平成 26 年 1 月）

障がいのある人の人権や基本的自由の享有の確保・障がいのある人の尊厳の尊重の促進、障がいのある人の権利の実現のための措置等が規定された条約で、締結国には、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動への参加等、様々な分野において障がい者の権利実現のための取組が求められています。

■難病の患者に対する医療等に関する法律の施行（平成 27 年 1 月）

難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化により公平かつ安定的な制度を確立し医療費助成の対象疾患を拡大するほか、難病に係る医療、難病に関する施策の総合的な推進のための基本的方針の策定、難病の医療に関する調査及び研究の推進等が施行されました。

■障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が定められました。

■発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行（平成 28 年 8 月）

発達障がい者への支援の充実を図るために、発達障がい及び社会的障壁の定義の改正、発達障がい者への支援に関する基本理念の新設、個々の発達障がい者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするための医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の連携による相談体制の整備等が進められることとなりました。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行（平成 30 年 4 月）

障がいのある人が望む地域生活を支援するために、自立生活援助や就労定着支援等の障がい福祉サービスの新設や、障がい児支援のニーズの多様化へきめ細かく対応するための居宅訪問型児童発達支援等の新設、更に障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体における障がい児福祉計画の策定の義務化等が定められました。

第3項 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」並びに児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体化した計画であり、羽生市における最上位計画である「羽生市総合振興計画」のもとでの分野別計画として、羽生市における障がい福祉施策の基本的な計画となるものです。

また、本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」及び埼玉県の「障害者支援計画（第5期）」等との整合を図り、策定しています。

第4項 計画の期間

本計画の「第3期羽生市障がい者計画・第5期羽生市障がい福祉計画・第1期羽生市障がい児福祉計画」の計画期間は以下に示すとおりです。

年度 計画	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
羽生市 障がい者計画	第2期 (H21 - 29)			第3期 (H30 - 35)					
羽生市 障がい福祉計画	第4期			第5期					
羽生市 障がい児福祉計画				第1期					
国 障害者基本計画	第3次 (H25 - 29)			第4次 (H30 - 34)					
埼玉県 障害者支援計画	第4期			第5期					

第5項 計画の対象者

本計画における「障がい者」は、障害者基本法第2条第1項に規定する、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

また、「障がい児」は、児童福祉法第4条第2項に規定する、「身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障がい児を含む。）」とします。

更に、精神障がいには高次脳機能障がいと診断され精神障害者保健福祉手帳を取得した方を含むとともに、障がい者及び障がい児には、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である方（難病患者）も含まれます。

第6項 計画の策定体制

（1）策定委員会による協議

障がい者団体、障がい者福祉事業者をはじめ、保健、医療、福祉、教育に係る関係機関で構成する「羽生市障がい者計画等策定委員会」を設置し、計画内容の協議を行いました。

（2）アンケート調査並びに団体ヒアリングによる意向の把握

計画策定の基礎資料として、市内にお住まいの障がい者手帳をお持ちの方及び自立支援医療（精神通院）を受給している方に対して、アンケート調査を実施しました。

また、市内の障がい者団体並びに障がい福祉サービス事業者を対象に、ヒアリングシートによる聞き取り調査を行いました。

（3）パブリック・コメントによる計画への意見の募集と反映

計画の素案について、広く市民の方からの意見を求めるため、パブリック・コメントを、平成30年2月5日～平成30年3月5日まで実施しました。

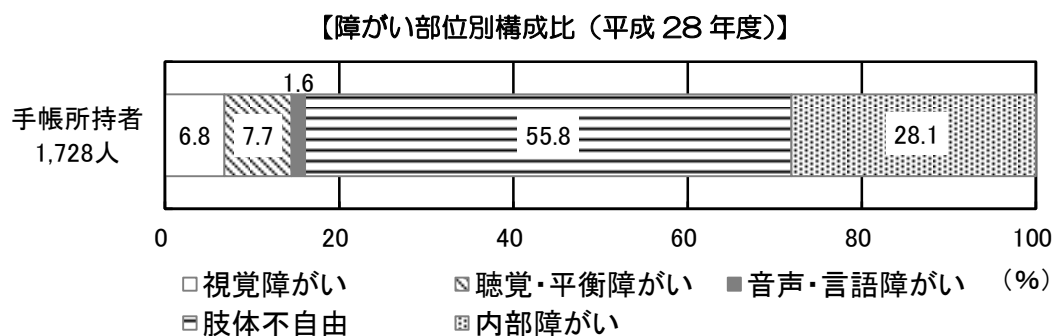
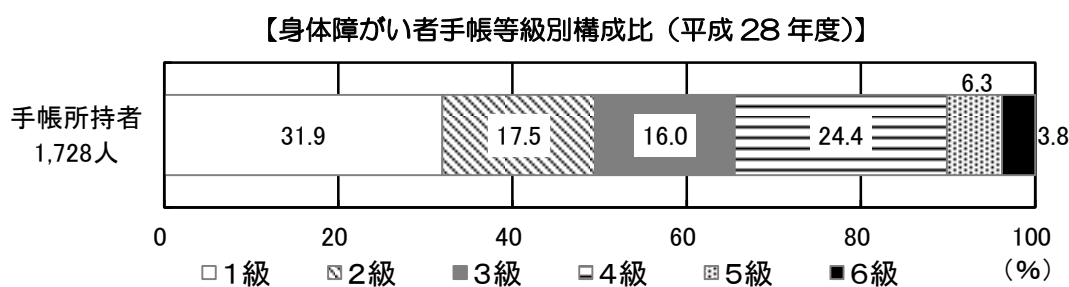
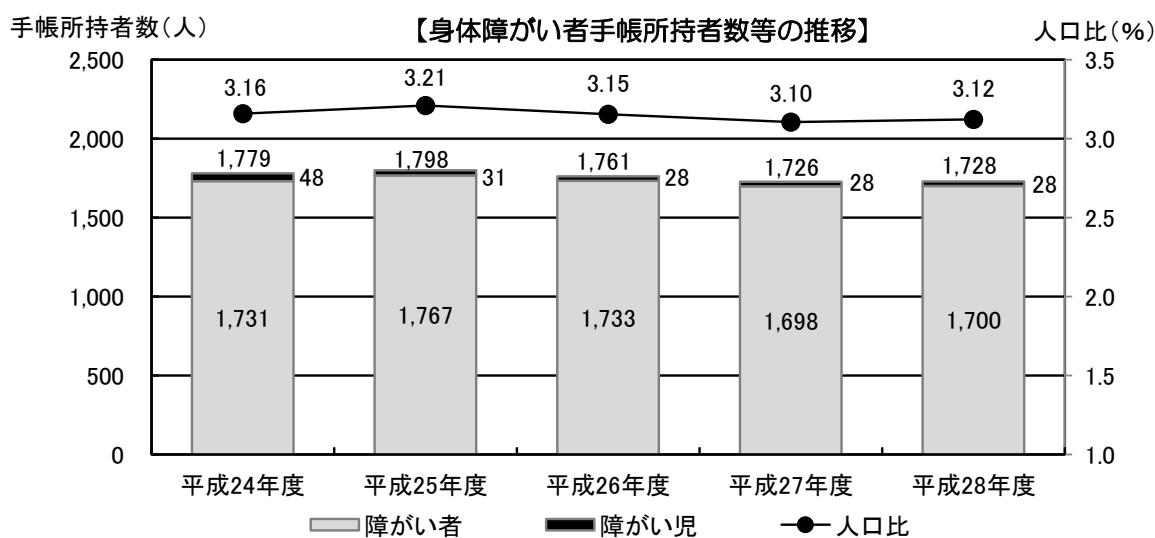
第2章 羽生市の障がいのある人の状況

第1項 羽生市の障がい者をめぐる状況

1. 身体障がい者手帳等所持者の状況

身体障がい者手帳所持者数は、平成24年度以降ゆるやかな減少傾向にあり、平成28年度末時点で1,728人（うち18歳未満の障がい児28人）と平成24年度から51人（2.9%）減少しました。人口比はこの間、3.1%～3.2%の間で推移しています。

平成28年度における手帳の等級別の構成比は、1級が31.9%で最も多く、次いで4級が24.4%となっています。障がいの部位別構成比では、肢体不自由が55.8%で最も多く、次いで内部障がいが28.1%となっています。

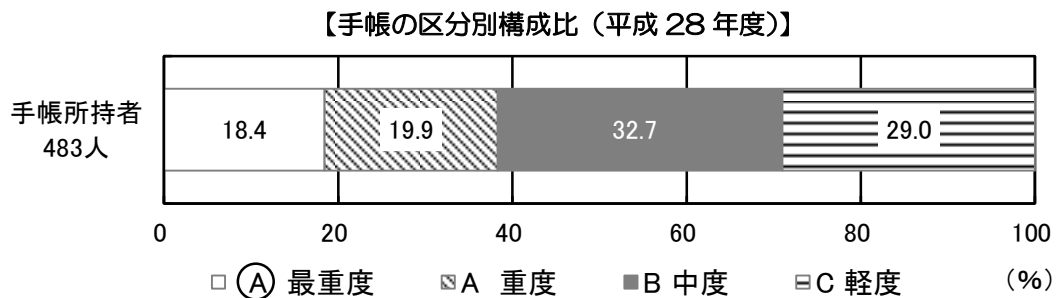
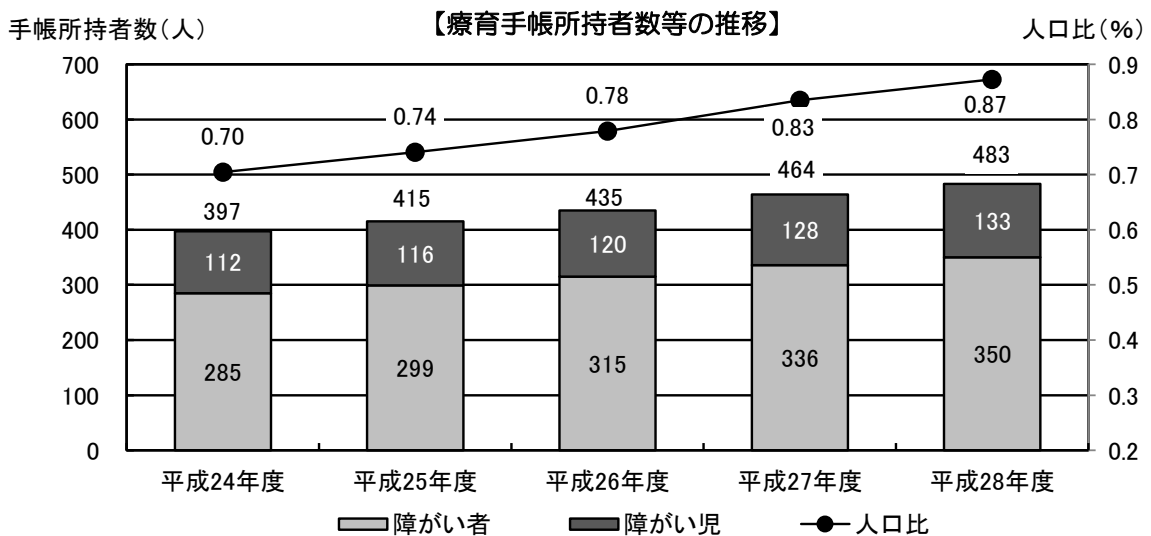


資料：社会福祉課（各年度3月31日時点）

2. 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、平成 24 年度以降増加傾向にあり、平成 28 年度末時点で 483 人（うち 18 歳未満の障がい児 133 人）と、平成 24 年度から 86 人（21.7%）増加しました。人口比も増加傾向で、平成 28 年度には 0.87%と、平成 24 年度から 0.17 ポイント増加しました。

平成 28 年度における手帳の区分別構成比では、中度が 32.7%で最も多く、次いで軽度が 29.0%となっています。

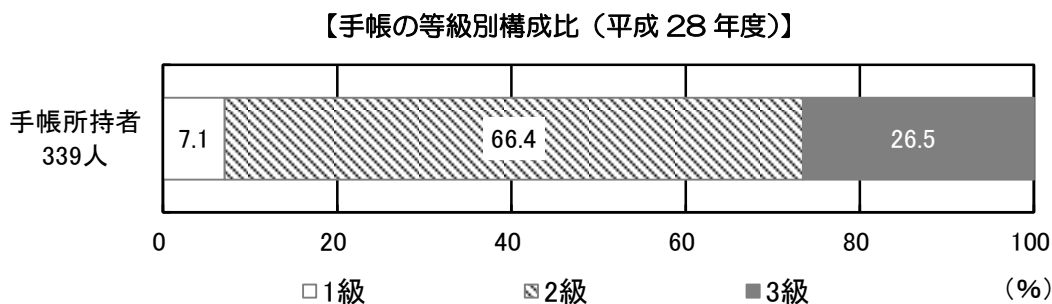
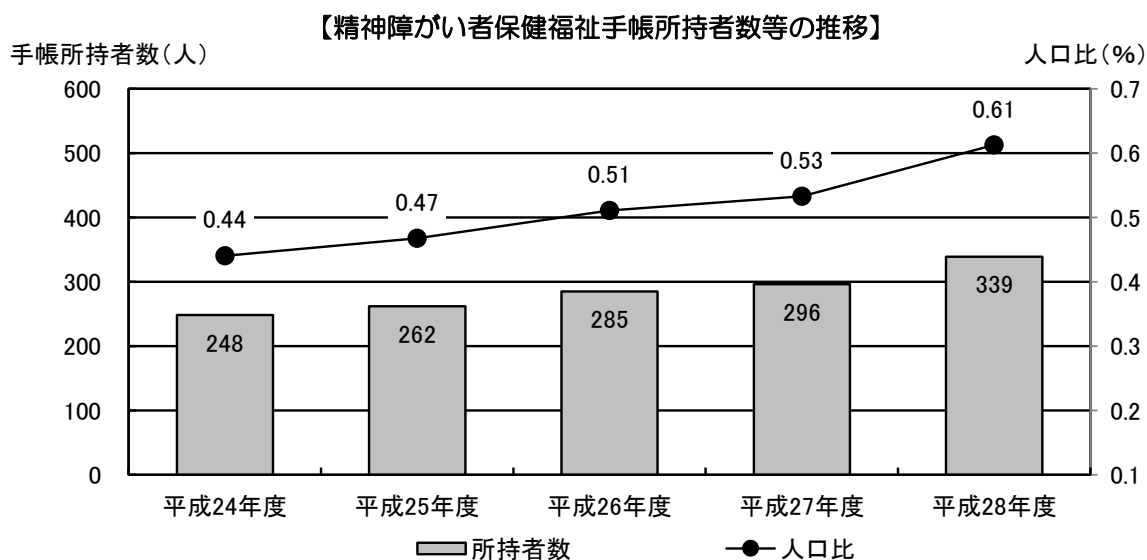


資料：社会福祉課（各年度 3 月 31 日時点）

3. 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成 24 年度以降増加傾向にあり、平成 28 年度末時点で 339 人と、平成 24 年度から 91 人 (36.7%) 増加しました。人口比も増加傾向で、平成 28 年度には 0.61% と、平成 24 年度から 0.17 ポイント増加しました。

平成 28 年度における手帳の等級別構成比では、2 級が 66.4% で最も多く、次いで 3 級が 26.5% となっています。



資料：社会福祉課 (各年度 3 月 31 日時点)

第2項 障がい福祉に関するアンケート調査の概要

本計画策定に向けて、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためアンケート調査を実施しました。

調査の概要及び調査結果の概要は次のとおりです。

1. アンケート調査の概要

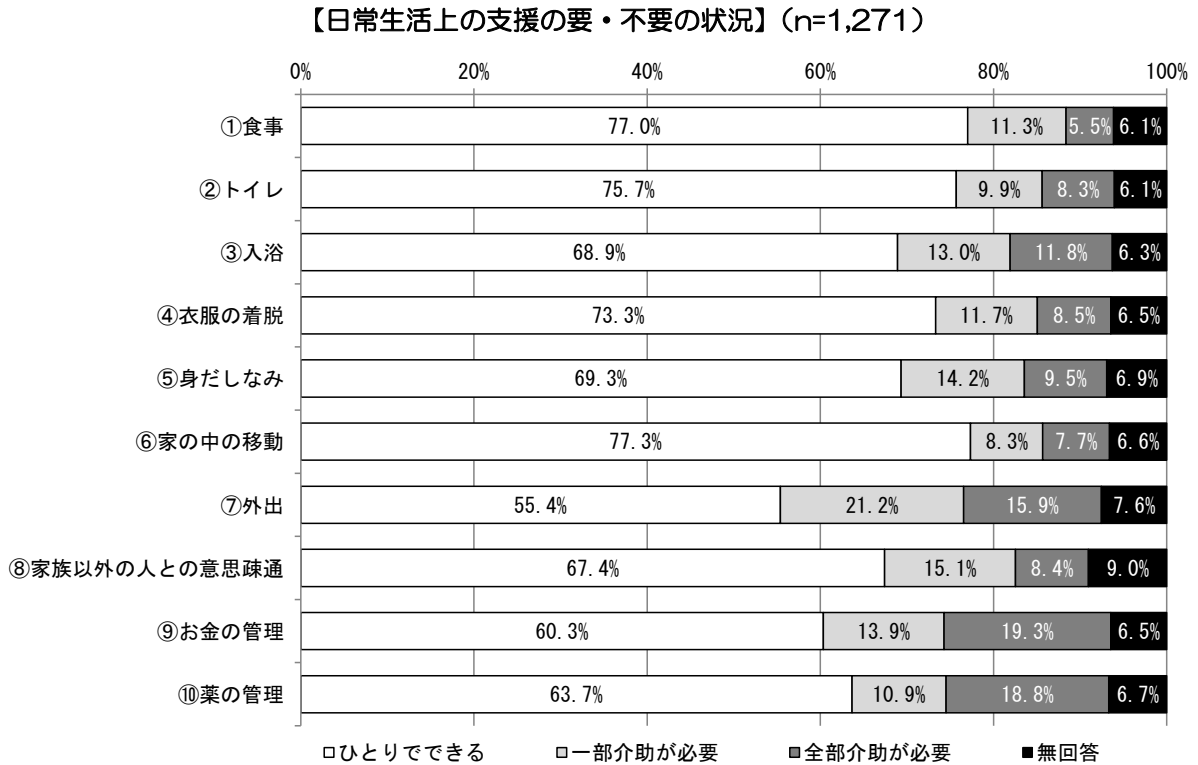
対象者	市内にお住まいの障がい者手帳をお持ちの方及び自立支援医療(精神通院)を受給している方	
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	平成29年8月4日(金)～平成29年8月18日(金)	
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・あなたご自身について・あなたの障がいや介助・支援の状況について・日中の過ごし方について・外出について・医療について・障がい福祉サービスの利用について・相談や情報について・権利擁護について・災害時の避難等について・地域での生活について	
回収状況	調査対象者数 (a)	2,624
	有効回答者数 (b)	1,271
	有効回答率 (b/a)	48.4%

2. 調査結果の概要

障がいや介助・支援の状況について

■日常生活上の支援の要・不要の状況

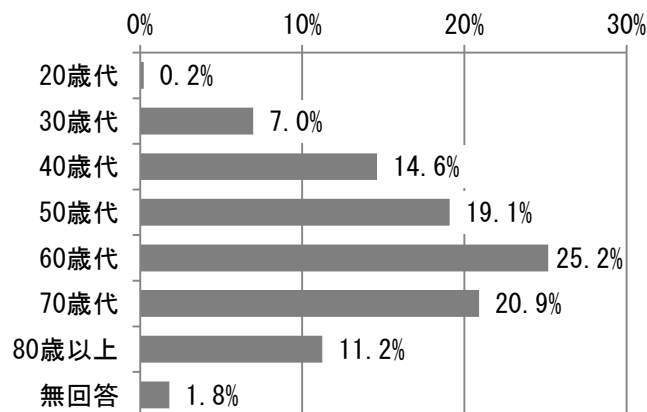
「①食事」から「⑩薬の管理」までのすべての項目で「ひとりでできる」割合が最も多くなっていますが、「⑦外出」(55.4%)、「⑨お金の管理」(60.3%)などは、比較的低くなっています。



■介助の中心となる家族

介助の中心となっている家族の年齢は、「60歳代」が25.2%で最も多く、「70歳代」と「80歳以上」を合わせた高齢者が57.3%に上っています。

【介助の中心となっている家族の年齢】(n=1,271)

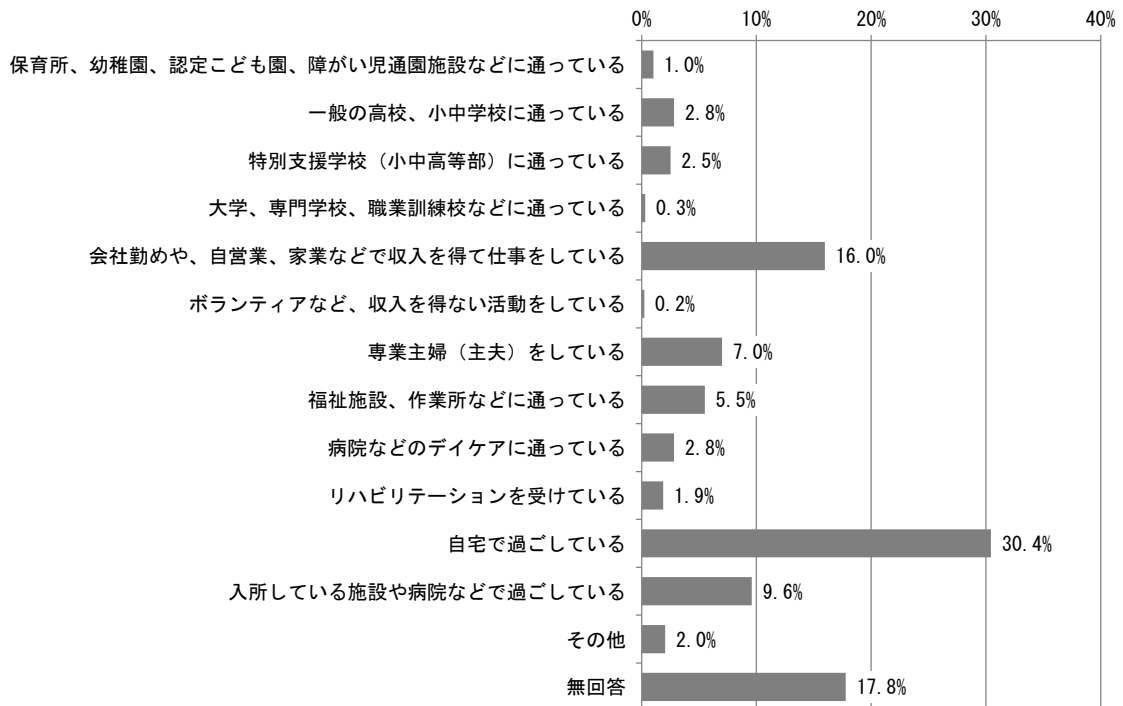


日中の過ごし方について

■平日の日中の過ごし方

平日の日中は、「自宅で過ごしている」方が30.4%で最も多く、次いで会社勤めなど「収入を得て仕事をしている」方が16.0%となっています。

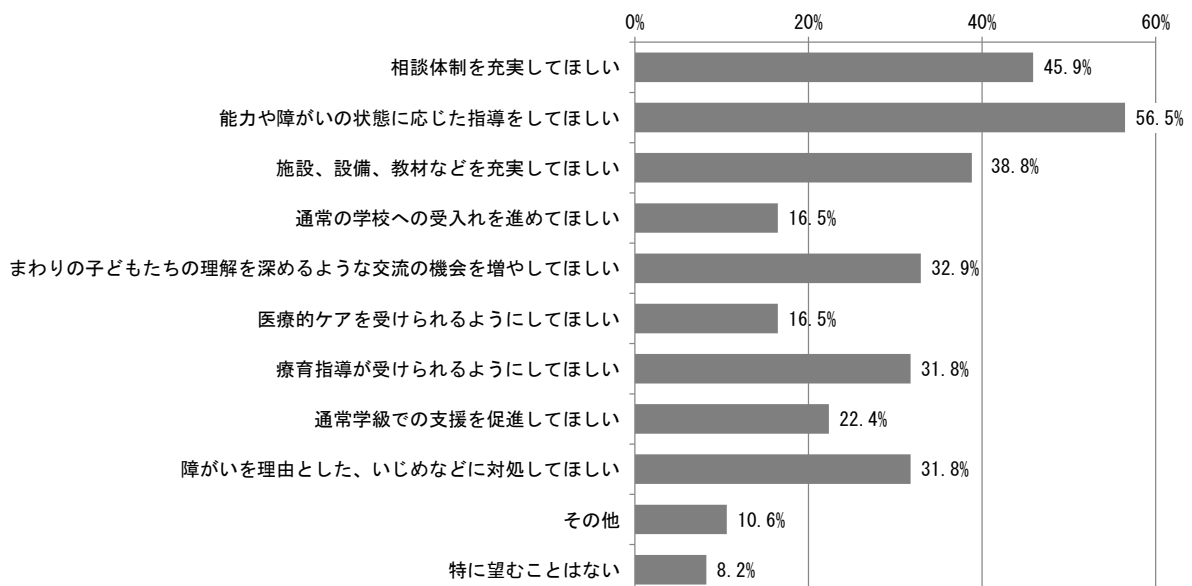
【平日の日中の過ごし方】(n=1,271)



■保育所、幼稚園、認定こども園、学校に望むこと

「能力や障がいの状態に応じた指導をしてほしい」が56.5%で最も多く、次いで「相談体制を充実して欲しい（45.9%）」が多くなっています。

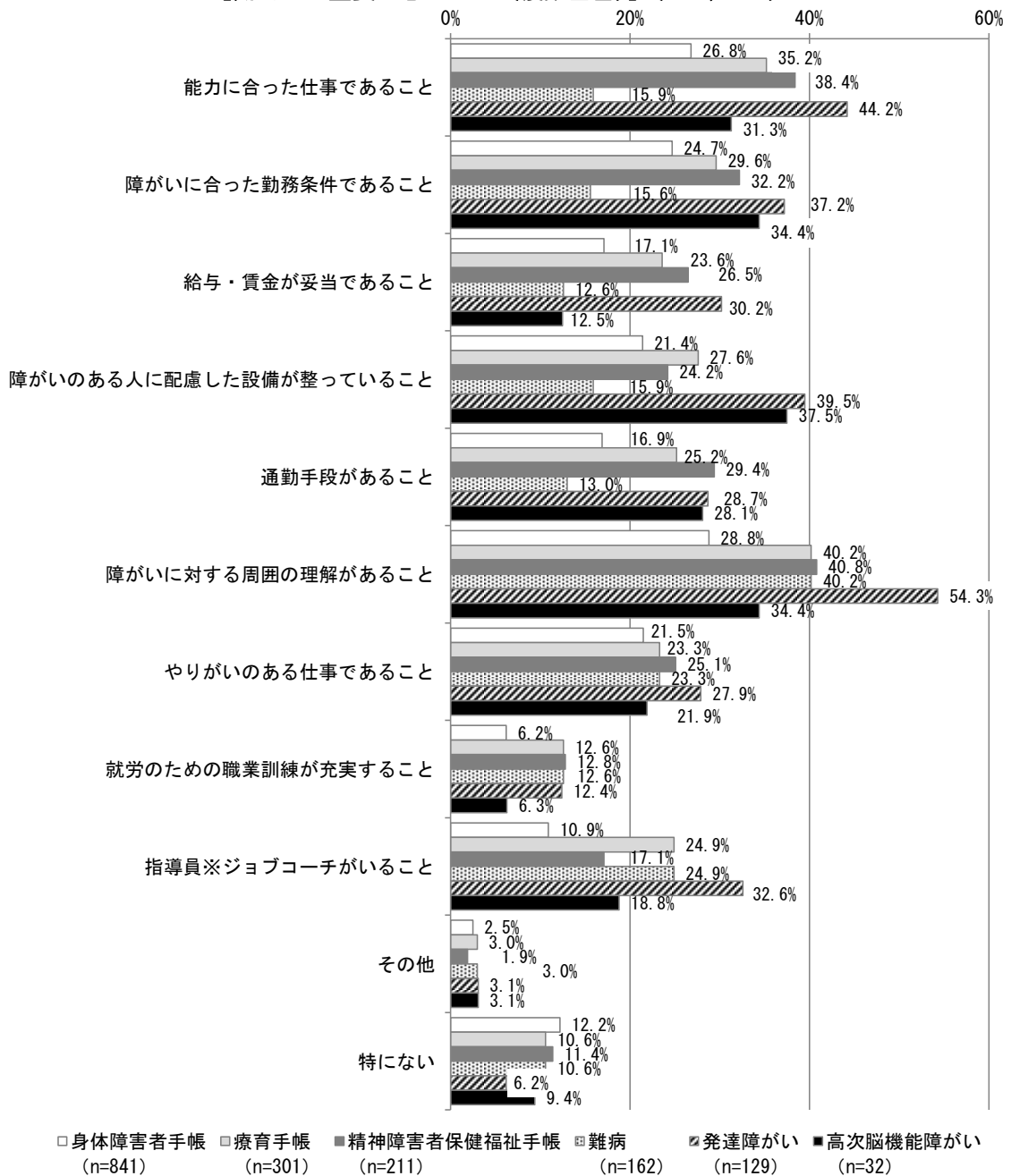
【保育所、幼稚園、認定こども園、学校に望むこと（複数回答）】(n=85)



■働く上で重要と思うこと

働く上で重要と思うことを障がい種別でみると、高次脳機能障がい者では「障がいのある人に配慮した設備が整っていること」が最も多く、それ以外の障がいでは「障がいに対する周囲の理解があること」が最も多くなっています。次いで多いのは、難病患者では「指導員※ジョブコーチがいること」、高次脳機能障がい者では「障がいに対する周囲の理解があること」と「障がいに合った勤務条件であること」、それ以外の障がいでは「能力に合った仕事であること」となっています。

【働く上で重要と思うこと（複数回答）】(n=1,271)



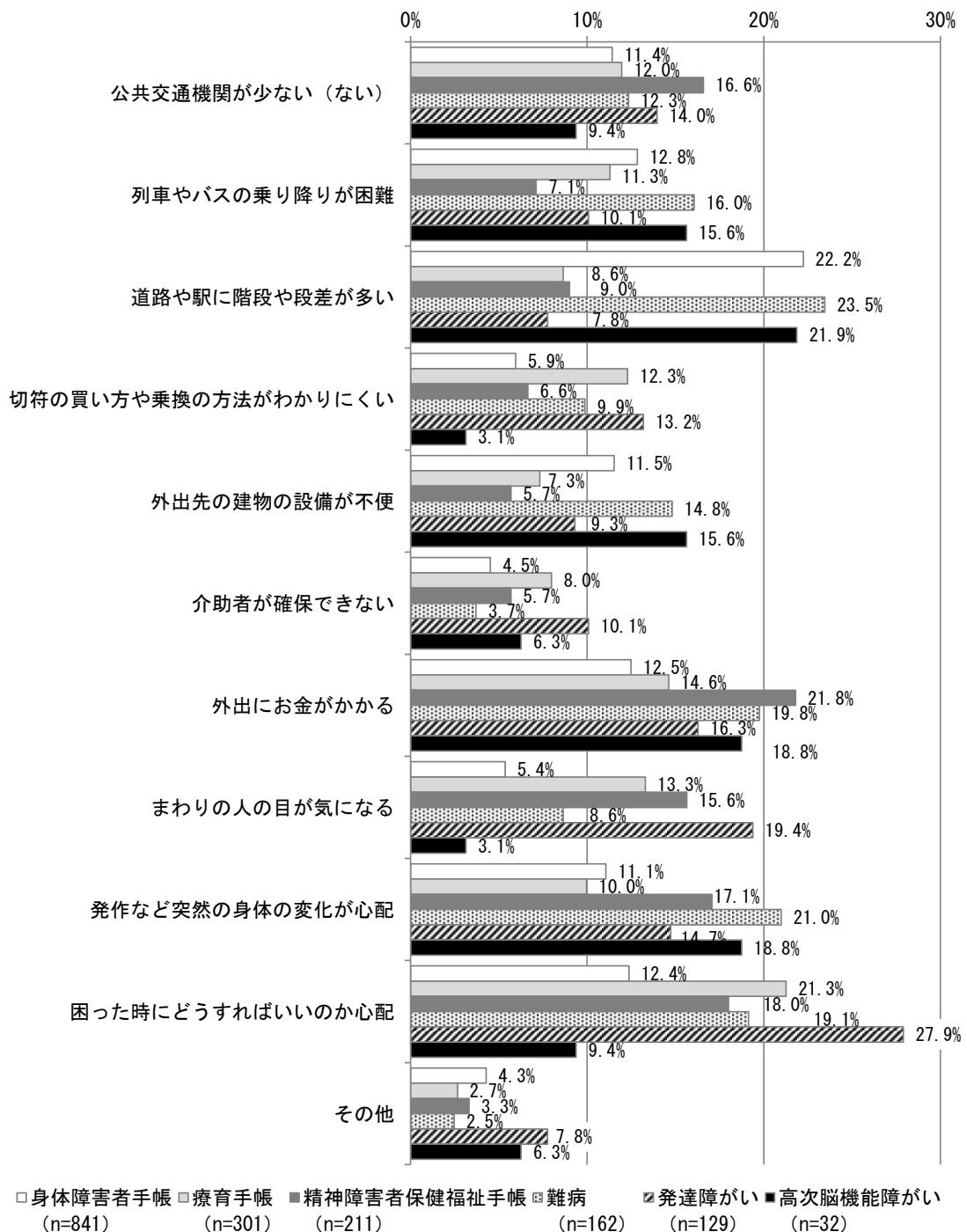
※ジョブコーチとは、障がいのある人の職場へ付き添い、一人で仕事ができるまで、人間関係や労働習慣の習得やコミュニケーションの仲立ちなどの手助けする指導員のこと。

外出について

■外出時に困ること

困っていることを障がいの種別でみると、身体障害者手帳所持者、難病患者、高次脳機能障がい者では「道路や駅に階段や段差が多い」がそれぞれ 22.2%、23.5%、21.9%で最も多く、療育手帳所持者と発達障がい者では「困った時にどうすればいいのか心配」が 21.3%と 27.9%で最も多く、精神障害者保健福祉手帳所持者では「外出にお金がかかる」(21.8%) が最も多くなっています。

【外出時に困ること（複数回答）】



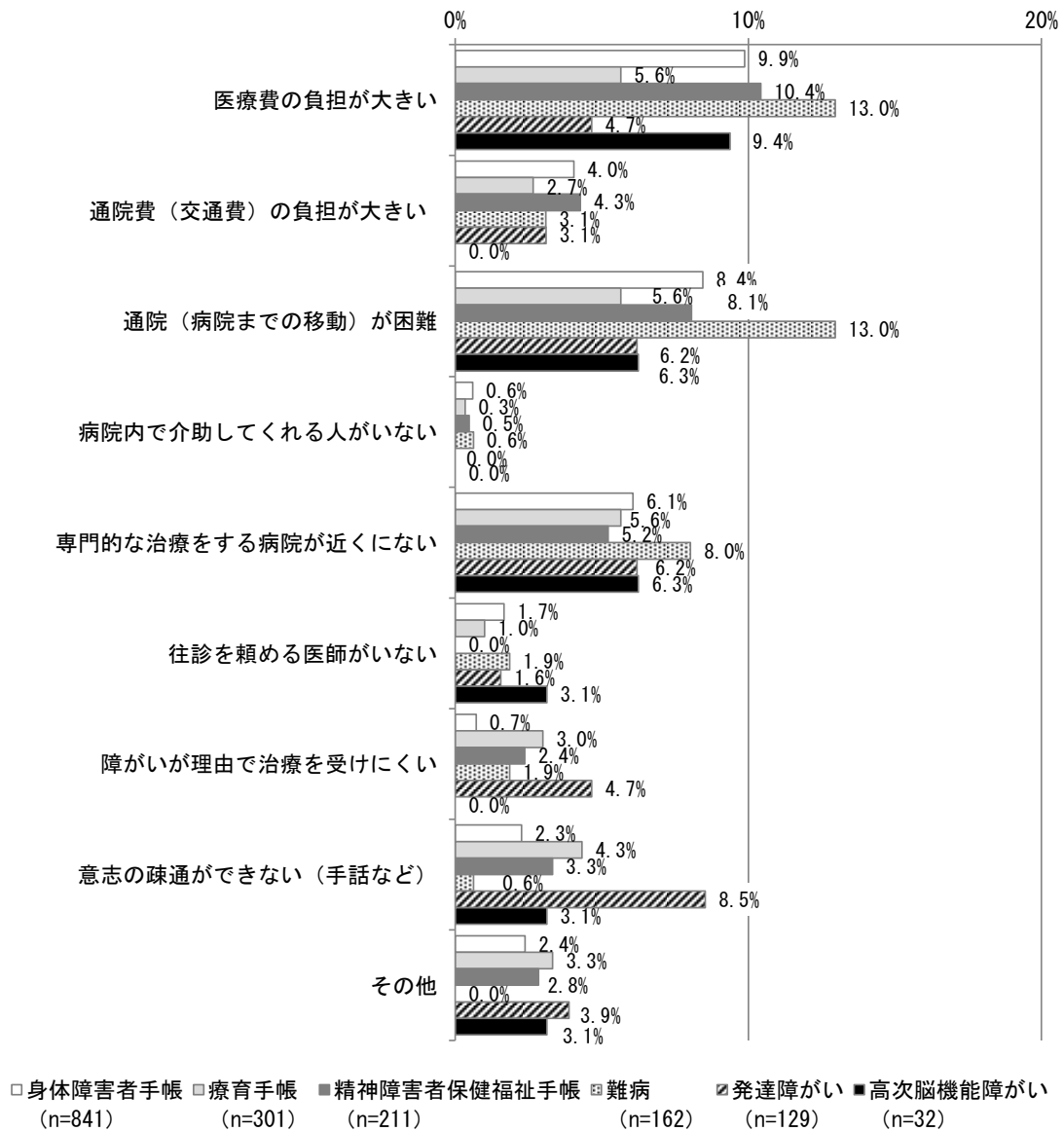
医療について

■医療を受ける上で困っていること

困っていることを障がいの種別でみると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者、高次脳機能障がい者では「医療費の負担が大きい」の割合がそれぞれ9.9%、10.4%、9.4%で最も多く、療育手帳所持者では「医療費の負担が大きい」と「通院（病院までの移動）が困難」と「専門的な治療をする病院が近くにない」がいずれも5.6%で最も多くなっています。

また、難病患者では「医療費の負担が大きい」と「通院（病院までの移動）が困難」の割合がともに13.0%で最も多く、発達障がい者では「意志の疎通ができない（手話など）」が8.5%で最も多くなっています。

【医療を受ける上で困っていること】



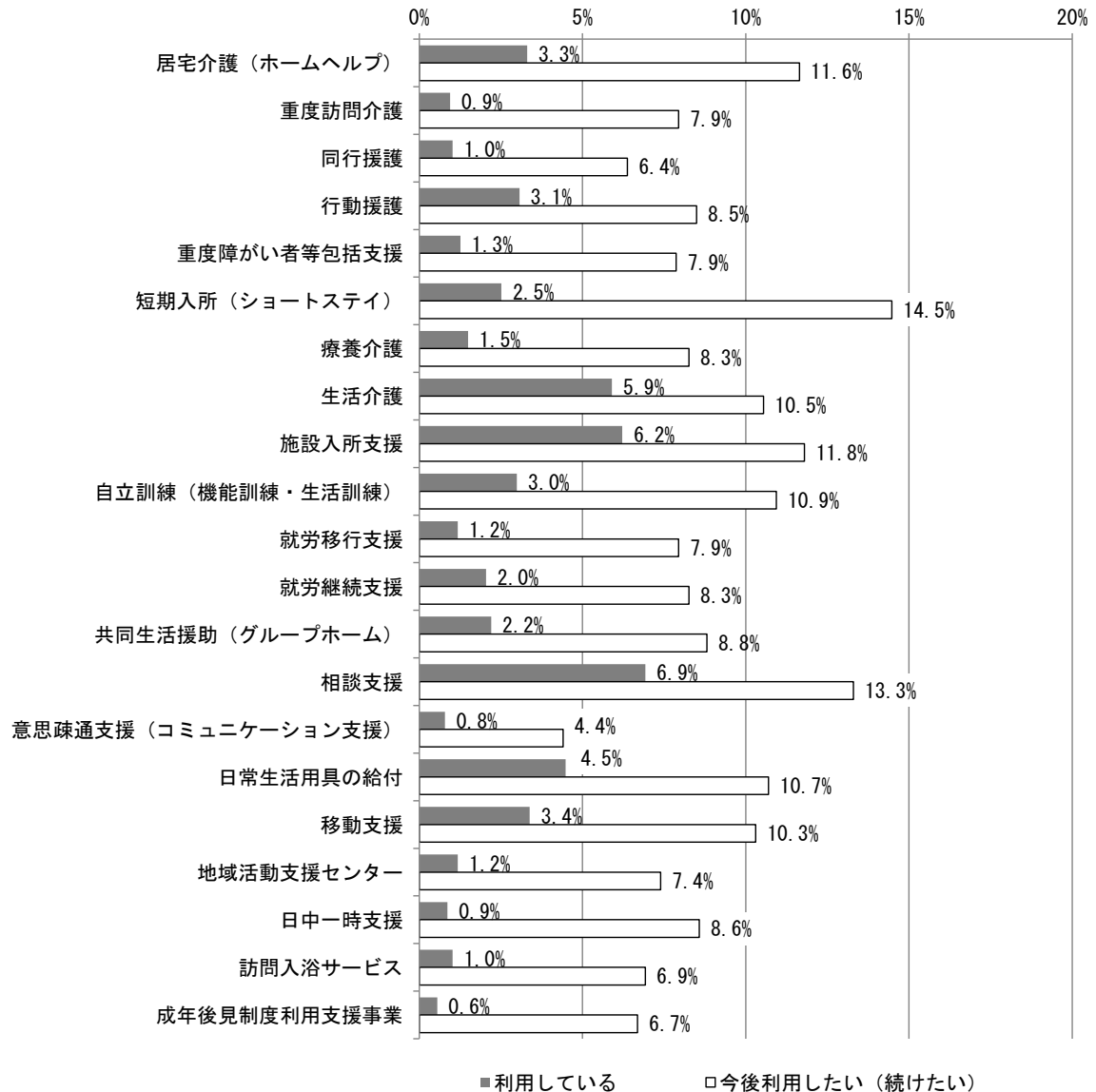
障がい福祉サービスの利用について

■現在利用しているサービスと今後利用したい（続けたい）サービス

現在「利用している」福祉サービスの中では、「相談支援」（6.9%）、「施設入所支援」（6.2%）、「生活介護」（5.9%）の回答割合が比較的多く、今後「利用したい（続けたい）」サービスでは、「短期入所」（14.5%）、「相談支援」（13.3%）、「施設入所支援」（11.8%）、「居宅介護」（11.6%）等の回答が多くなっています。

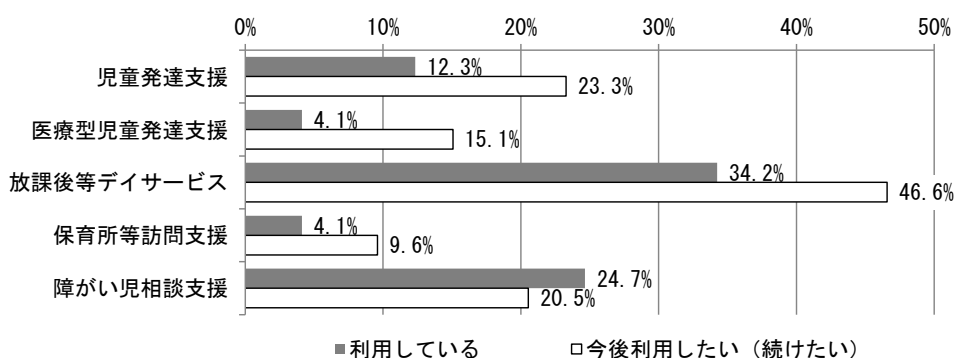
現在の利用割合に対する今後の利用意向の割合が大きいのは、「成年後見制度利用支援事業」（11.2倍）、「日中一時支援」（9.6倍）、「重度訪問介護」（8.8倍）、「就労移行支援」（6.6倍）などとなっています。

【障がい福祉サービスの利用状況と今後の利用意向（複数回答）】（n=1,271）



障がい児に対する福祉サービスでは、「放課後等デイサービス」(34.2%)、「障がい児相談支援」(24.7%)、「児童発達支援」(12.3%)等が現在「利用している」割合が多く、今後「利用したい(続けたい)」サービスでは、「放課後等デイサービス」(46.6%)、「児童発達支援」(23.3%)、「障がい児相談支援」(20.5%)が多くなっていますが、「障がい児相談支援」は、現在の利用よりも今後の利用意向が下回っています。

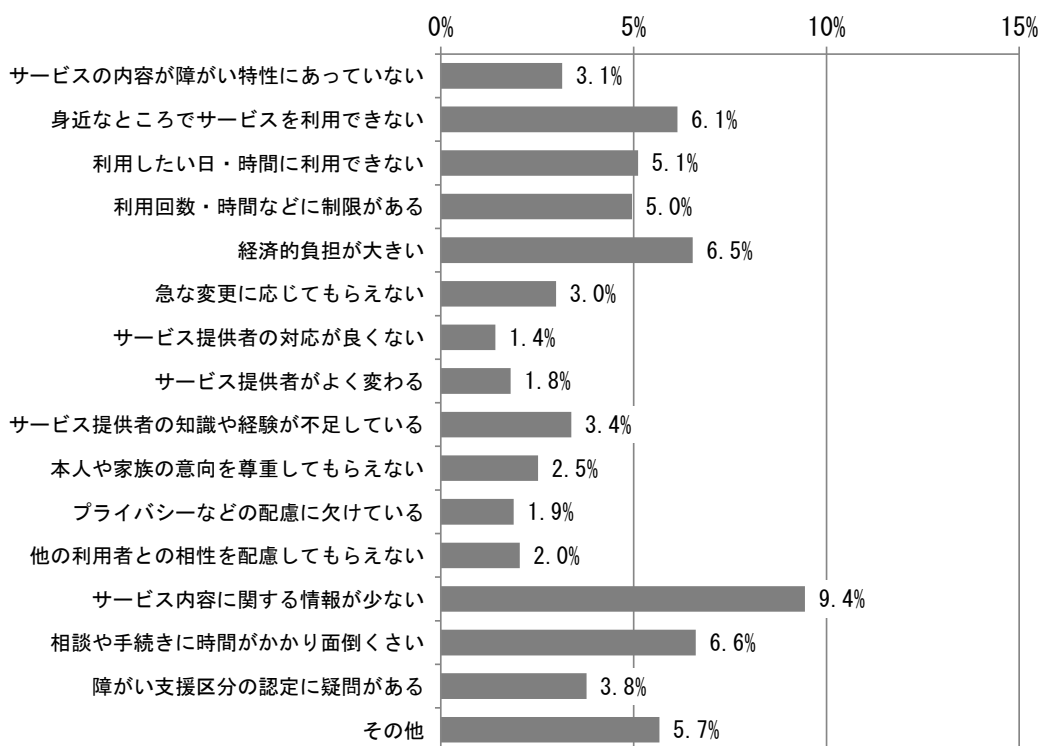
【障がい児に対する福祉サービスの利用状況と今後の利用意向(複数回答)】(n=73)



■障がい福祉サービスについての不満

不満に思うことでは、「サービス内容に関する情報が少ない」(9.4%)が最も多く、次いで「相談や手続きに時間がかかり面倒くさい」(6.6%)、「経済的負担が大きい」(6.5%)等となっています。

【障がい福祉サービスについて不満に思うこと(複数回答)】(n=1,271)

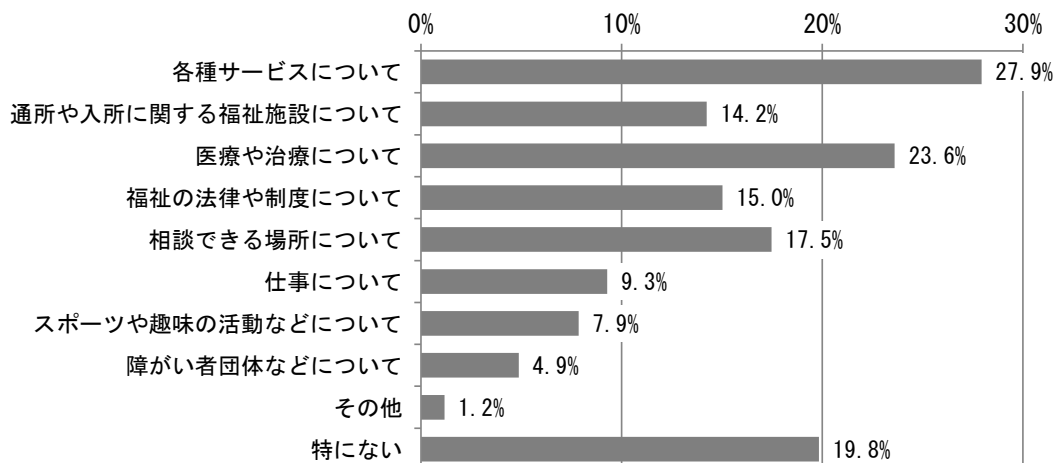


相談や情報について

■必要とする情報

必要な情報では、「各種サービスについて」(27.9%)、「医療や治療について」(23.6%)、「相談できる場所について」(17.5%)などの回答が多くなっています。

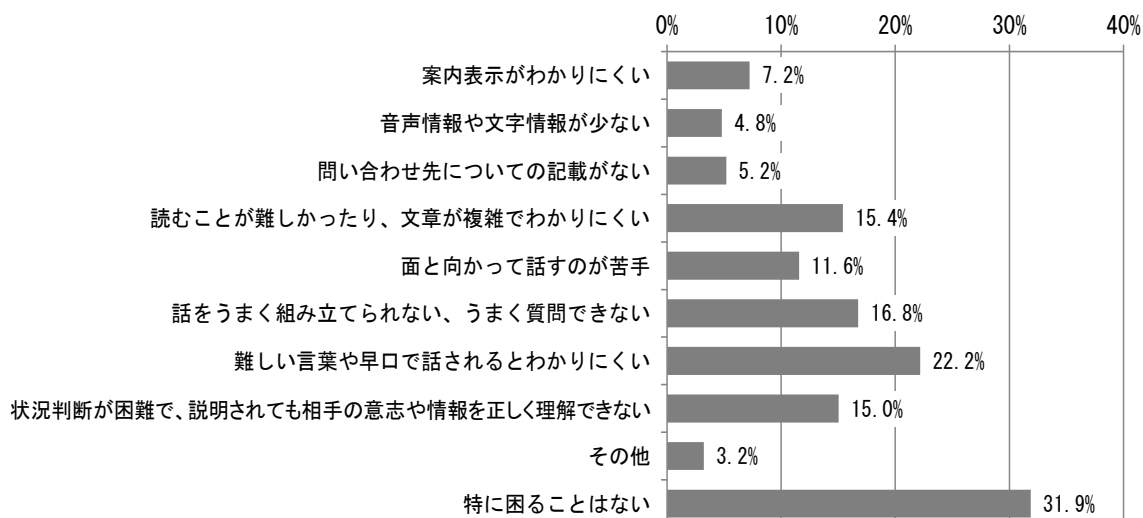
【必要とする情報（複数回答）】(n=1,271)



■情報入手やコミュニケーションをとる上で困ること

情報入手や、入手のためのコミュニケーションをとる上で困ることとして、「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい」(22.2%)、「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」(16.8%)、「読むことが難しかったり、文章が複雑でわかりにくい」(15.4%)などの回答が多くなっています。

【情報の入手やコミュニケーションをとる上で困ること（複数回答）】(n=1,271)

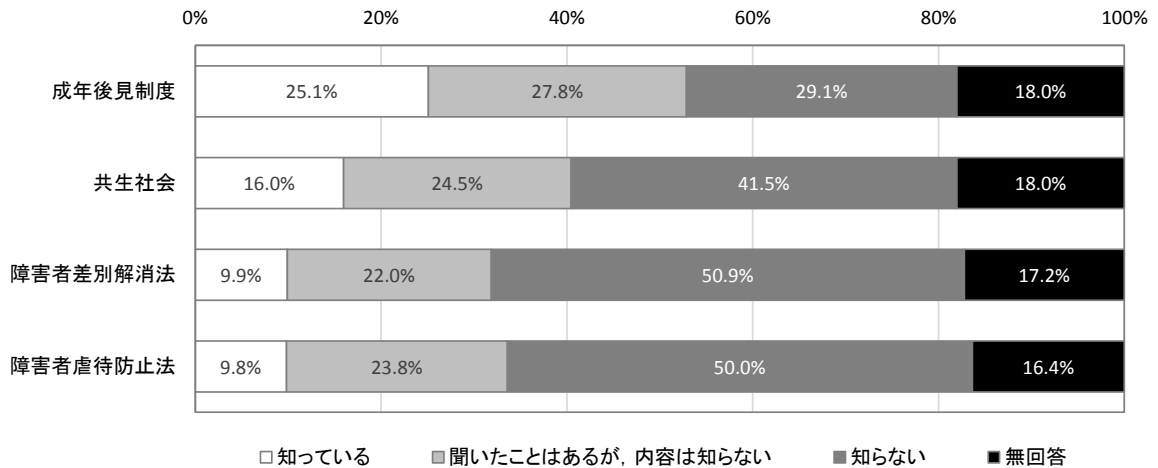


権利擁護について

■権利擁護に関連する制度・法律等の認知度

成年後見制度や共生社会の考え方、差別解消や虐待防止に関する法律等についての認知度は、最も高い成年後見制度でも 25.1%に過ぎません。障害者差別解消法や障害者虐待防止法を「知っている」人は約 1 割で、半数の人は「知らない」と回答しています。

【権利擁護に関する言葉や制度・法律等の認知度】(n=1,271)

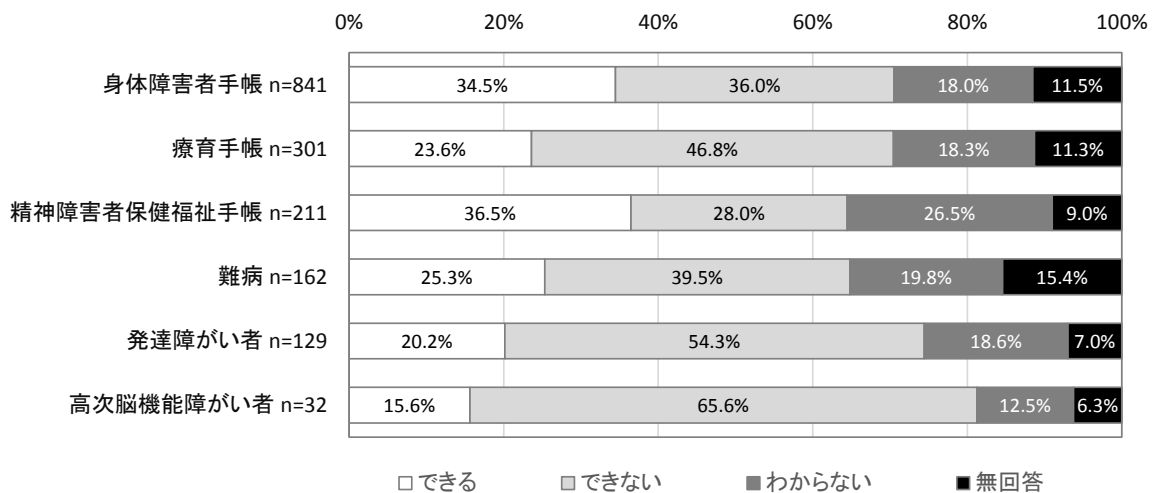


災害時の避難等について

■災害時の避難

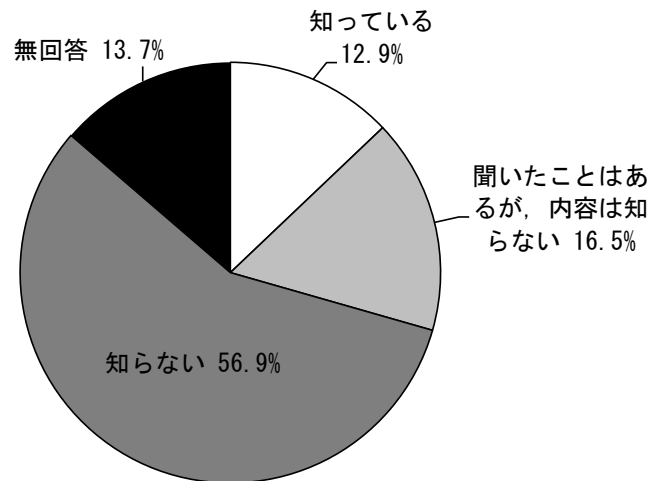
火事や地震等の災害が起きた時、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は、ひとりで避難「できる」との回答が比較的多くなっていますが、その割合は 3 割台に留まっています。一方、療育手帳所持者では 46.8%、発達障がい者では 54.3%、高次脳機能障がい者では 65.6%が、ひとりで避難「できない」と回答しています。

【災害時にひとりで避難できるか】



災害が起きた時、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員など地域が連携して支援を行うために、支援を必要とする高齢者や障がい者等を予め登録する「羽生市避難行動要支援者登録制度」について、「知っている」との回答は12.9%で、「聞いたことはあるが、内容は知らない」との回答と合わせても3割程度の認知に留まっています。

【『羽生市避難行動要支援者登録制度』の認知度】(n=1,271)

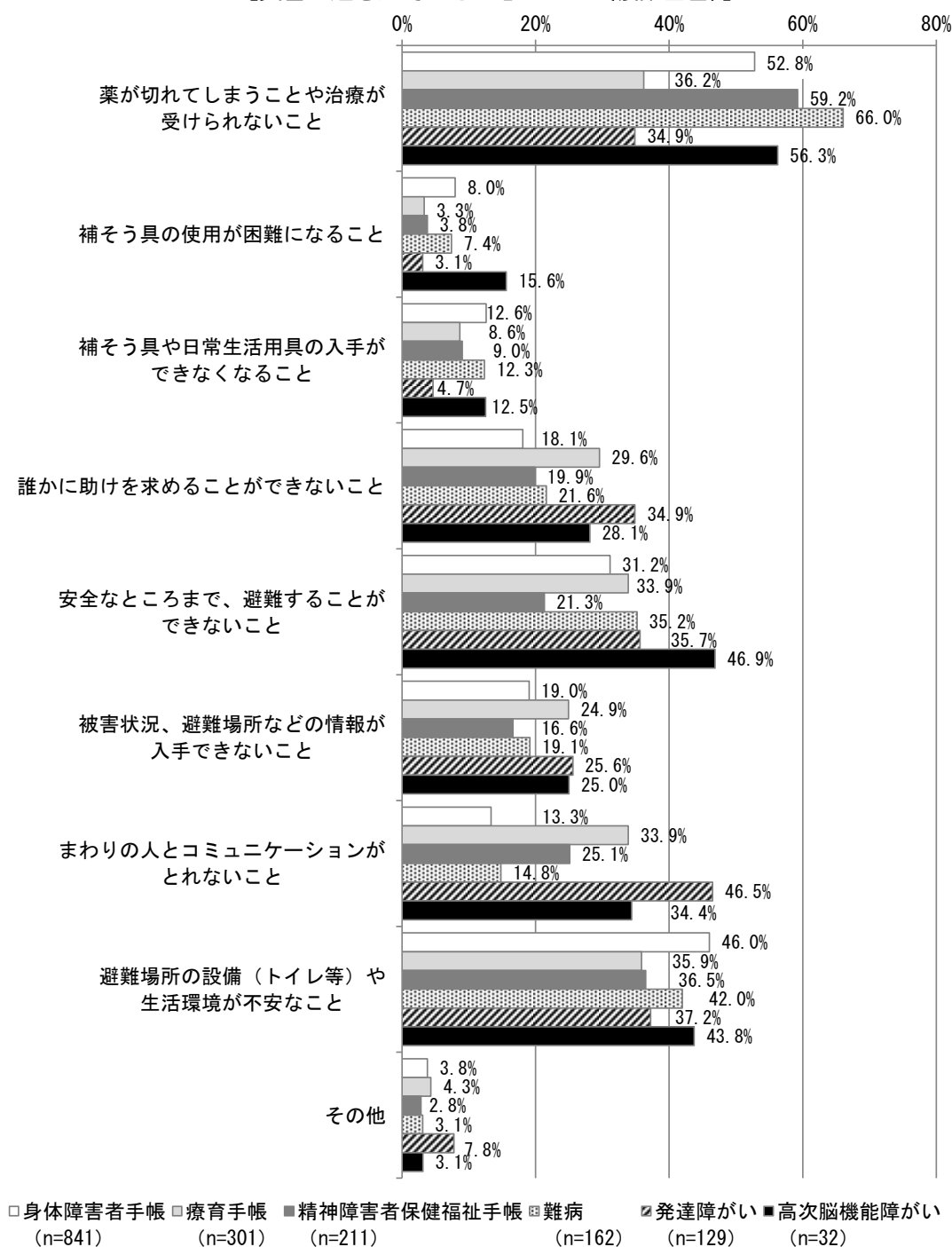


■災害が起きた時に困ること

火事や地震等の災害が起きた時に困ると思うことについては、発達障がい者では「まわりの人とコミュニケーションがとれないこと」が第1位で、それ以外の障がい種別では「薬が切れてしまうことや治療が受けられないこと」が第1位に挙げられています。

第2位は、高次脳機能障がい者では「安全なところまで、避難することができないこと」、その他の種別の障がいの人は「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安なこと」を挙げています。

【災害が起きた時困ると思うこと（複数回答）】

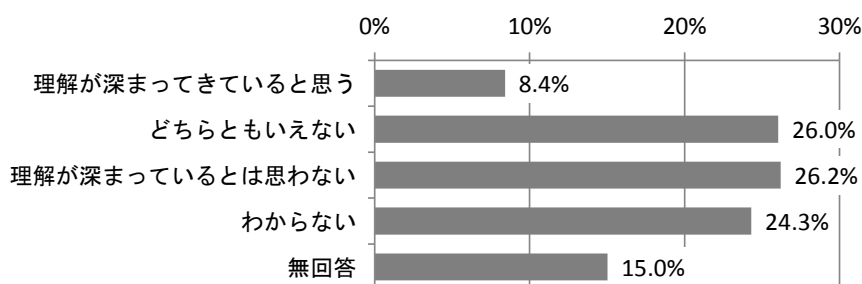


地域での生活について

■障がいのある人の地域での暮らしや社会参加についての一般の理解

障がいのある人の地域での暮らしや就職などの社会参加について、一般の理解が深まってきていると思うかについては、「理解が深まってきていると思う」との回答は 8.4%に留まり、26.2%の人は「理解が深まっているとは思わない」と回答しています。

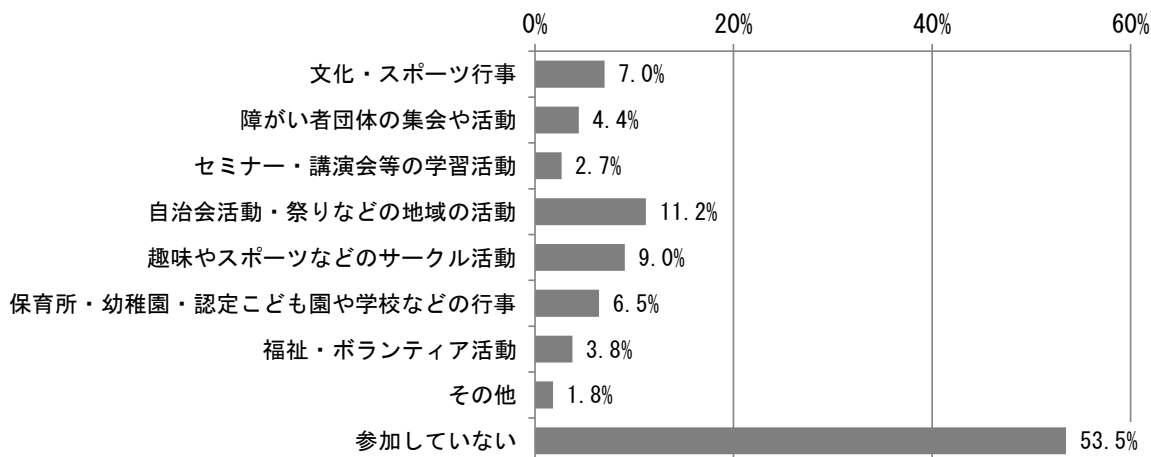
【障がいのある人の地域での暮らしや社会参加への理解】(n=1,271)



■参加した行事や活動の状況

この1年間に参加した行事や活動については、「自治会活動・祭りなどの地域の活動」が11.2%で最も多く、次いで「趣味やスポーツなどのサークル活動」が9.0%、「文化・スポーツ行事」が7.0%、「保育所・幼稚園・認定こども園や学校などの行事」が6.5%となっています。一方、53.5%と半数を超える方が「参加していない」と回答しています。

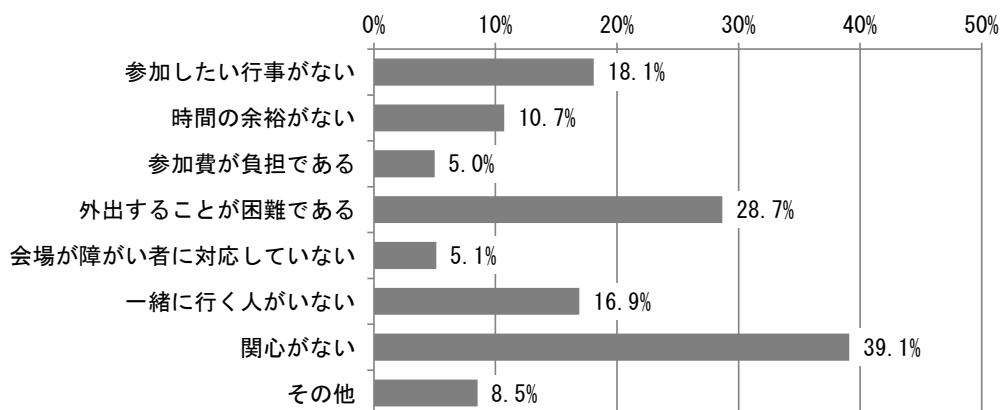
【この1年間に参加した行事や活動（複数回答）】(n=1,271)



■ 行事や活動に参加していない理由

行事や活動に参加していない理由では、「関心がない」が約4割で最も多くなっていますが、「外出することが困難である」(28.7%)、「参加したい行事がない」(18.1%)、「一緒に行く人がいない」(16.9%)など、条件が整わないことも多く挙げられています。

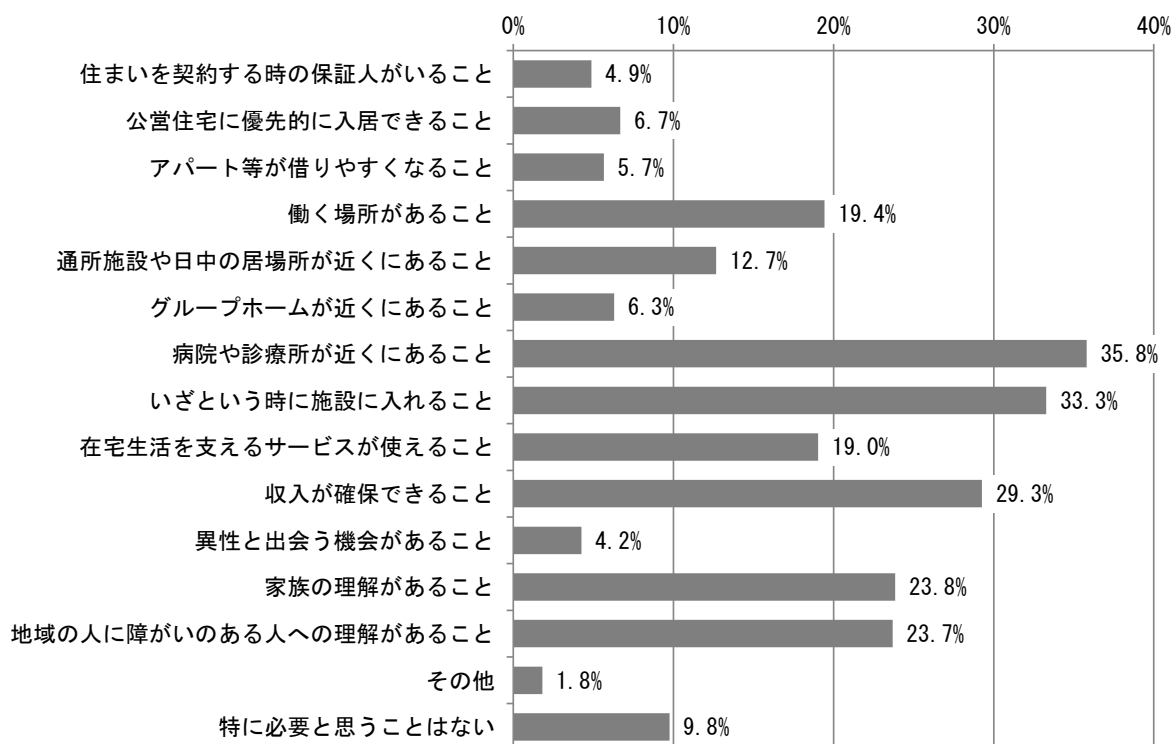
【行事や活動に参加していない理由（複数回答）】(n=680)



■ 望む暮らしを実現するために必要と思うこと

望む暮らしを実現するために必要と思うことでは、「病院や診療所が近くにあること」(35.8%)が最も多く、次いで「いざという時に施設に入れること」(33.3%)、「収入が確保できること」(29.3%)となっています。

【望む暮らしの実現に必要なと思うこと（複数回答）】(n=1,271)



第3項 障がい者関係団体・事業所ヒアリング結果の概要

本計画策定に向けて、障がい者関係団体及び障がい福祉に関する事業所に対し、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためアンケート調査を実施しました。

調査の概要及び調査結果の概要は次のとおりです。

1. ヒアリング調査の概要

調査対象	障がい者関係団体（5団体）	障がい福祉事業所（11事業所）
回答団体数	4団体	11事業所
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	平成29年9月	
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の属性 ・団体設立・創立のきっかけ ・団体の活動内容 ・活動上の問題点・課題 ・活動活性化に必要なこと ・今後取り組みたい活動と必要な支援 ・日常の生活上で感じる不安・心配 ・日中活動上の問題、必要な支援 ・相談先や情報の入手先と困っていること ・福祉サービス利用の仕組み、提供体制について ・福祉サービスや地域生活支援事業について ・障がい者を取り巻く現状や課題 ・計画策定にあたってのご意見など 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の属性 ・事業所の課題 ・利用者支援上の課題 ・市役所や関係機関への要望 ・地域生活への移行や就労支援に向け注力すべきこと ・その他のご意見・ご要望

2. 調査結果の概要

(1) 障がい者関係団体

■団体の属性

親の会、当事者の会、手話のサークルなど。

■団体設立・創立のきっかけ

障がいのある人の親同士の交流や、悩みを話したい・解決したいといった共通の目的を持った団体など。

■団体の活動内容

障がいについて広く市民に理解してもらう活動、イベント等を通じて障がい者へ直接レクリエーションを提供する活動などが挙げられました。

■活動上の問題点・課題

組織のリーダーや新規メンバーの加入が少ないこと、メンバー自身も多忙であることなど、メンバーに関する課題が多く挙げられました。

■活動活性化に必要なこと

リーダーとなる人材の存在と、活動の場が多くなることが求められています。

■今後取り組みたい活動と必要な支援

メンバーが少なく、積極的に活動が出来ないという問題が挙げられました。

■生活上で感じる不安・心配

親自身が亡くなった後の不安について、複数のご意見がありました。

■日中活動上の問題、必要な支援

体調など本人に起因する要因で活動が制限されているとのご意見がありました。

■相談先や情報の入手先と困っていること

入手先としては病院や市役所が挙げられました。相談先や情報の入手で困っていることに関しては、特に回答はありませんでした。

■福祉サービス利用の仕組み、提供体制について

特に具体的な回答はありませんでした。

■福祉サービスや地域生活支援事業について

特に具体的な回答はありませんでした。

■障がい者を取り巻く現状や課題

雇用に関しては、近くで就労する場所、教育・保育については、すべての子どもの幸せに通じる支援が要望されました。

■計画策定にあたってのご意見など

障がいの有無に関わらず、安心して生活できる地域の実現や聴覚障がいの方のコミュニケーションの確保についてご意見がありました。

(2) 障がい福祉事業所

■事業所の属性

運営母体：特定非営利法人（NPO法人）、社会福祉法人、その他の民間法人など。

サービスの種類（回答の多かったもの）：

就労継続支援（B型）、生活介護、相談支援、共同生活援助（グループホーム）、短期入所（ショートステイ）、施設入所支援、就労移行支援など。

■事業所の課題

職員に関するもの（新規人材の確保や教育、職員の負担の増加とそれに伴う人員不足等）が多く挙げられました。

<主なご意見>

- ・職員の新規確保が困難。
- ・職員の研修、育成を行う時間が十分とれない。
- ・事業単価が低い。施設整備などの資金調達が課題。
- ・利用者の高齢化や障がいの重度化で、人員が不足している。
- ・事業の拡大や新規事業の立ち上げが課題。
- ・サービス内容や質の安定、向上を図ることが課題。

■利用者支援上の課題

利用者の重度化やニーズの細分化に対応する必要性が高まっており、そのための既存職員の養成にまだまだ課題があるとの意見が多く挙げられました。

<主なご意見>

- ・介護に関する経験値の違いにより、提供するサービスの質にばらつきが出ない様に指導、教育していく必要がある。
- ・人員不足のため、利用者からの支援専門員の性別などの希望に添うことができない。
- ・利用者の高齢化・重度化に伴い、生活環境又は支援の内容等の見直しが必要な利用者が増えている。

■市役所や関係機関への要望

市の対応について評価がある一方、職員の教育面での支援や連携への希望がありました。

<主なご意見>

- ・グループホームの空き状況、ニーズがあるのに不足しているサービスの情報をいただきたい。
- ・個別については、親切丁寧に対応していただいているが、施設へ福祉制度に関しての出張勉強会を実施して欲しい。
- ・社会福祉課、学校教育課等、関係各部署との連携をより密にし、サービスの向上につなげていきたい。
- ・市役所各窓口で申請手続き等をお願いする数も多くなりますが、いつも気持ちの良い対応に感謝しています。
- ・県からの通知でわかりづらいものがある。わかりやすくして教えてほしい。

■地域生活への移行や就労支援に向け注力すべきこと

障がいについて市民等の理解を深める必要があると考える事業所は多く、それらへの支援が求められています。

<主なご意見>

- ・地域住民や企業の現場の方に、障がい者への理解を深めてもらうために、事業所側からの働きかけが必要だと思います。
- ・障がいについての理解を深めるような、市民を対象とした講座を実施し啓発を行う。市内の企業に対しても理解をいただけるような働きかけを行い、雇用に結びつける。
- ・現在、グループホームの建設は民間のアパート建設と同じ扱いになっているが、区別して農地の転用をしやすいように欲しい。
- ・就労移行等でアセスメントが必要となりましたが、実際問題として、病院に長期入院した方を受け入れる場合のアセスメントの場の確保が課題です。
- ・共生社会、「顔が見える社会」が必要と思っています。障がい児・者が地域で暮らすために、地域の方々からの支援が必要で、交流を行う場、機会をたくさん持つこと、そのための橋渡しを多方面で活動して交流会等を行っています。

■その他のご意見・ご要望

新規職員の確保のための施策の評価のほかに、来年度の介護報酬の引き下げの問題点について指摘がありました。

<主なご意見>

- ・今回、法人連絡会として新規採用職員確保のために専門学校等へ、羽生市内の施設が訪問を実施することは、大変意義があることで、今後も実施して欲しい。
- ・福祉は活動すればするほどお金がかかりますが、介護報酬が引き下げられてしまうと、職員の賃金を守ることが出来なくなってしまうという、悪循環になります。今後の障がい児・者への支援は課題が多いです。

第3章 計画の基本理念と体系

第1項 基本理念

本市は、「第6次羽生市総合振興計画」において、「誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生」を将来都市像に掲げ、市民が参画し、市民協働によるまちづくりを推進していきます。

そうしたまちづくり活動の基盤の上に立ち、障がいのあるなしに関わらず、すべての市民がお互いにそれぞれの人格と個性を尊重し、安心して地域で自立した生活を営める「共生社会」の実現を図るために、本計画では基本理念を次のとおりとします。

地域とともに 自分らしく 安心して暮らすまち

第2項 施策体系

政 策	方 針	施策
第1項 相互理解の推進	1 障がいの理解の推進	(1)啓発・広報活動の推進
	2 差別解消・権利擁護の推進	(1)差別解消の推進 (2)権利擁護の推進
	3 ボランティア活動の推進	(1)ボランティア活動の推進
第2項 地域生活への支援	1 相談体制の充実	(1)相談体制の充実 (2)相談支援事業の推進
	2 障がい福祉サービスの充実	(1)訪問系サービスの充実 (2)日中活動系サービスの充実 (3)居住系サービスの充実 (4)障がい児サービスの支援
	3 防災・防犯体制の充実	(1)地域協力による安全な暮らしの実現 (2)避難行動要支援者支援の充実
	4 バリアフリー化の推進	(1)施設等のバリアフリー化の推進
	5 保健・医療の充実	(1)疾病の予防・早期発見の推進 (2)保健・医療体制の充実 (3)精神保健の推進
第3項 自立への支援	1 保育・教育の充実	(1)障がい児保育の充実 (2)障がい児教育の充実 (3)相談・支援体制の充実
	2 経済的支援	(1)経済的支援制度の周知
第4項 社会参加と就労への支援	1 就労への支援	(1)就労支援の充実 (2)一般就労の促進 (3)関係機関との連携強化
	2 多様な働き方(福祉的就労)への支援	(1)多様な働き方(福祉的就労)への支援
	3 社会参加活動への支援	(1)交流・ふれあいの機会の拡大 (2)スポーツ・文化活動の支援

第4章 施策の展開

第1項 相互理解の推進

1. 障がいの理解の推進

【現況と課題】

アンケート調査で、障がいのある人が地域で暮らしたり、就職などで社会参加することについて、一般の理解が深まっていると回答した人は、8.4%に留まっています。

また、「望む暮らしを実現するために必要と思うこと」では、「家族の理解があること」、「地域の人に障がいのある人への理解があること」という障がいへの理解を求める回答が、それぞれ 23.8%と 23.7%で、病院や施設に関することや収入の確保に次ぐ割合となっています。

多くの障がいのある人は、障がいや障がい者の地域の暮らし、社会参加に関する一般の理解は、まだまだ浸透していないと考えており、家族や地域の人々が障がい者をより深く理解することを求めています。そのためには、様々な機会を捉え、障がいについての理解を深める活動を、継続して進めて行く必要があります。

【事業の方針】

1-1-(1) 啓発・広報活動の推進

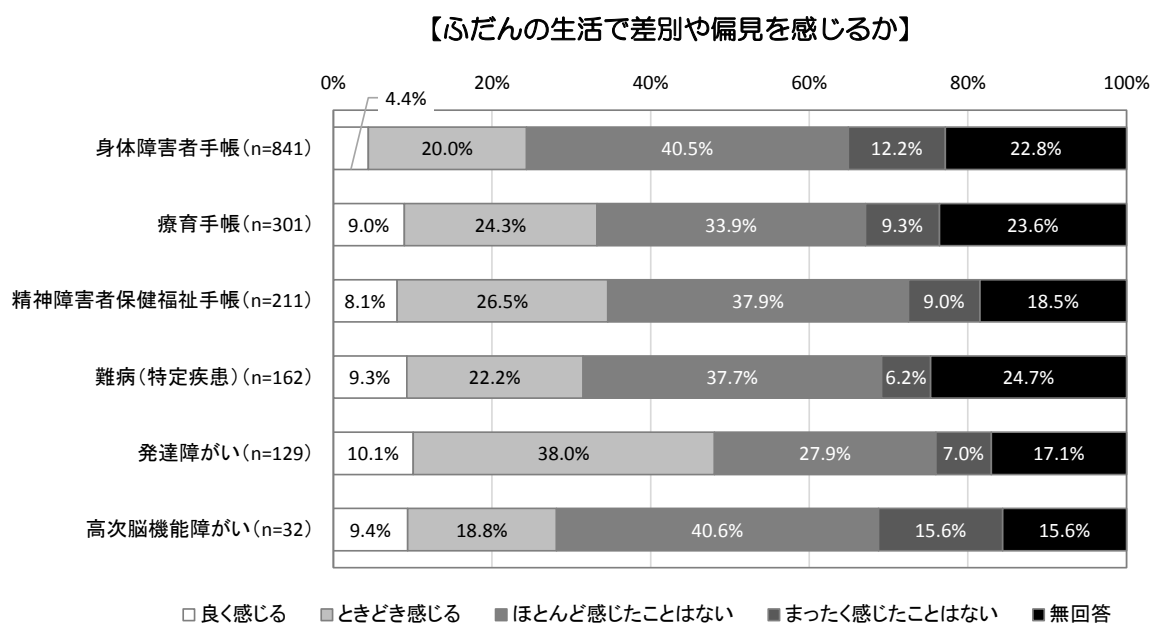
障がいや障がい者について市民の理解を深め、障がい者が安心して地域生活を送ることができるよう、市民に向けて様々な形で啓発・広報活動を推進します。

また、学校などでの福祉教育や生涯学習講座などの実施により、幼少期から生涯にわたって、福祉や障がいに対する正しい理解が得られるよう関係機関と連携して取り組みます。

2. 差別解消・権利擁護の推進

【現況と課題】

「ふだんの生活の中で差別や偏見などを感じるか」について、発達障がい者を除くすべての障がい者で最も多い回答は「ほとんど感じたことはない」となっていますが、「良く感じる」と「ときどき感じる」と回答した人は、発達障がい者では5割近く、その他の障がい者でも3割前後に上っています。



資料：障がい福祉に関するアンケート調査（平成29年）

一方、「権利擁護に関連する制度・法律等の認知度」をみると、「成年後見制度」については約3割、「共生社会」では4割、「障害者差別解消法」と「障害者虐待防止法」では5割の人が「知らない」と回答しており、権利擁護に関する内容について、障がいのある人自身、理解はまだ十分浸透していないことが明らかです。

「差別」の多くは理解の乏しさから生まれます。従って、障がいについて理解の浸透を図るとともに、「障害者権利条約」や条約の批准に合わせて整備された各種法律等について、障がい者のみならず広く一般の人に対しても周知を図り、障がい者への配慮が適切に実践されるよう努めるとともに、障がい者を具体的な権利侵害から護るための体制づくりが重要となります。

【事業の方針】

1-2-(1) 差別解消の推進

障がい者が、日常生活又は社会生活を送るための妨げとなる様々な社会的障壁等についての周知と啓発を図るとともに、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を徹底し、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

1-2-(2) 権利擁護の推進

判断能力が不十分な障がい者や高齢者などの権利と財産を守るために、本人や家族をはじめ、市民や関係機関に対する広報や相談体制の充実を通じて、自己決定権を保障する意義、成年後見制度などの権利擁護制度の普及を図ります。

また、障がい者を差別や虐待・金銭搾取などの権利侵害から守るため、地域や民生委員・児童委員、関係機関などと連携し、支援体制の充実を図ります。

3. ボランティア活動の推進

【現況と課題】

障がいのある人が地域で生活する際には、様々な場面でボランティアの活動が期待されます。アンケート調査で、「この1年間に参加した行事や活動」についての設問で最も多い回答は、「参加していない」であり、その理由として「外出することが困難である」は、「関心がない」に次いで多い回答となっています。

本市では、「第2期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」において、基本目標2「助け合い・支え合いの仕組みづくり」の中に、「ボランティアセンター運営事業」や「ボランティア体験プログラム」、「ボランティア養成事業」等を設け、羽生市社会福祉協議会と協力し、市におけるボランティア意識やその活動の活性化を図っていますが、そうした活動を、障がい者への支援に結び、障がい者が地域で豊かに生活できるようにすることが求められています。

【事業の方針】

1-3-(1) ボランティア活動の推進

ボランティア体験や各種講座、広報活動などを通じて市民のボランティア意識の向上を図るとともに、活動を担う人材の育成を図ります。

また、羽生市社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携しながら、ボランティア活動が活発に行われるよう、活動団体やボランティアニーズの情報提供・情報共有を図ります。

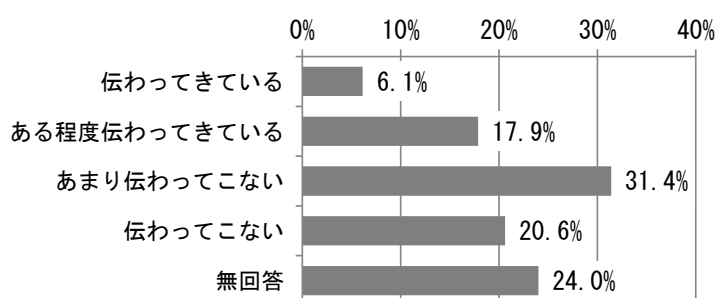
第2項 地域生活への支援

1. 相談体制の充実

【現況と課題】

アンケート調査において、福祉のサービスに関する情報が「伝わってきている」又は「ある程度伝わってきている」との回答は、合わせても24.0%に留まり、「あまり伝わってこない」と「伝わってこない」を合わせると52.0%と半数を超えています。

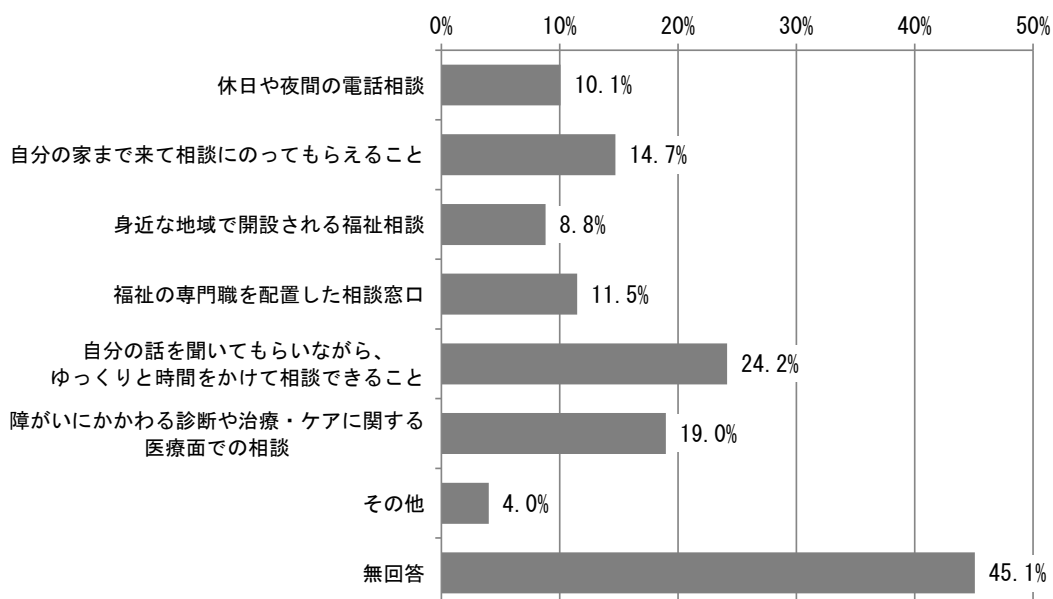
【福祉のサービス等に関する情報は、伝わっているか】(n=1,271)



資料：障がい福祉に関するアンケート調査（平成29年）

また、今後の相談支援体制に希望することでは、「自分の話を聞いてもらいながら、ゆっくりと時間をかけて相談できること」が最も多くなっています。

【今後の相談支援体制で希望すること（複数回答）】(n=1,271)



資料：障がい福祉に関するアンケート調査（平成29年）

更に、情報入手やコミュニケーションをとる上で、「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい」や「状況判断が困難で、説明されても相手の意志や情報を正しく理解できない」など、特有の困難さがあることが示されています。

情報がしっかり伝わるよう、障がい者の目線に立った情報発信に努めるとともに、必要な情報を直接しっかりと伝える機会である相談対応の際には、相談者の状況に応じた対応が可能な体制づくりが求められています。

【事業の方針】

2-1-(1) 相談体制の充実

障がい者一人ひとりの状況や相談に対してきめ細かな支援を提供できるよう、担当者の支援技能の向上に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。

また、障がい者やその家族などに対する情報提供や相談を身近で気軽に受けられるよう、利用しやすい相談窓口への改善や工夫を図ります。

2-1-(2) 相談支援事業の推進

障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うことにより障がい者が自立した日常生活や社会生活を送ることができる支援体制を推進します。

障がい者支援協議会において、相談事業の評価やワーキンググループでの事例検討などの協議・調整を行います。

また、障がい者生活支援センターとの連携体制の強化や基幹相談支援についても検討します。

2. 障がい福祉サービスの充実

【現況と課題】

障がい福祉計画に盛り込まれた障がい福祉サービスについては、ほとんどすべてのサービスで現在の利用状況を超える今後の利用意向が示されています。しかし、その一方で、「サービス内容に関する情報が少ない」や「相談や手続きに時間がかかり面倒くさい」、「経済的負担が大きい」、「身近なところでサービスを利用できない」、「利用回数・時間などに制限がある」等の不満も回答されています。

障がい福祉サービスの利用ニーズの高さは期待の表れであり、その期待に適切に応えられるよう、各種サービス自体の充実とともに、サービスを提供する体制の改善を図る必要があります。

【事業の方針】

2-2-(1) 訪問系サービスの充実

身体介護、家事援助などを必要とする障がい者が、それらの支援を適切に受けられるよう、情報提供と訪問系サービスの充実に努めます。

2-2-(2) 日中活動系サービスの充実

障がい者が、生活介護や機能訓練、就労支援など、日中活動の機会及び活動の場を確保することができるよう、情報提供と日中活動系サービスの充実に努めます。

また、一人ひとりが必要とするサービスを適切に利用できるよう、サービス事業者との連携強化を図ります。

2-2-(3) 居住系サービスの充実

障がい者が、必要な介護を受けながら生活できる場の確保（施設入所支援）や、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実に努めます。

2-2-(4) 障がい児サービスの支援

児童福祉法に基づく、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援等の支援体制の強化を図ります。

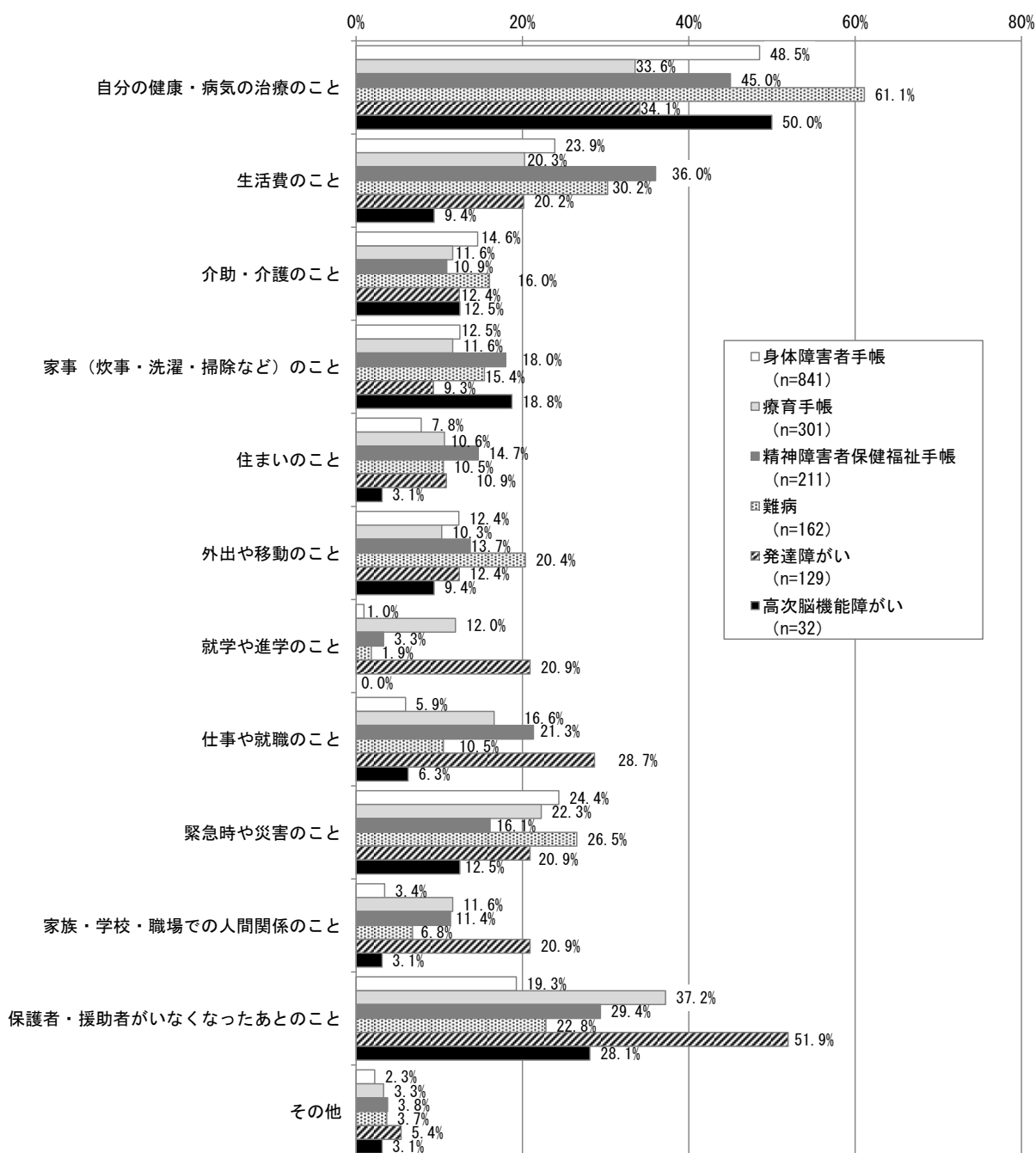
障がい児の発達支援・生活能力の向上のために必要なサービスが利用できるよう、サービス事業者との連携強化を図ります。

3. 防災・防犯体制の充実

【現況と課題】

障がいのある人が「日常生活の中で心配していること」で最も多い回答は、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者、高次脳機能障がい者では、「自分の健康・病気の治療のこと」、療育手帳所持者、発達障がい者では、「保護者・援助者がいなくなったあとのこと」となっています。

【日常生活の中で心配していること（複数回答）】(n=1,271)



資料：障がい福祉に関するアンケート調査（平成 29 年）

「災害時の避難」では、災害時に一人で避難できないとの回答も、高次脳機能障がい者や発達障がい者、療育手帳所持者などでは特に多い一方、災害発生時の避難に際して支援を受けるための「羽生市避難行動要支援者登録制度」については、「知らない」が56.9%と過半数を超えています。

更に、「災害が起きた時に困ること」も、障がいの種別により、様々に異なっています。

災害発生時の支援制度について、更に周知を図る必要があります。また、きめ細かな支援を可能とするために、障がい者も加わり、その視点も反映させた防災対策を進めることが必要とされています。

【事業の方針】

2-3-(1) 地域協力による安全な暮らしの実現

羽生市地域防災計画に基づき、障がい者の防災対策を進めるとともに、障がい者が地域で安心・安全に生活できるよう、防犯対策の充実に努めます。

また、防災や・防犯などに関する定期的な情報提供や講座の開催などを通じて、障がい者の地域生活に必要な知識の普及・啓発に取り組みます。

2-3-(2) 避難行動要支援者支援の充実

地震等の災害時に障がい者の安全が確保できるよう、避難行動要支援者名簿を整備し、障がいの種類や障がい者に配慮した情報提供を行うとともに、障がいに対応できる福祉避難所の整備・充実に努めます。

また、地域の自主防災組織や関係機関と情報共有を図り、支援体制の充実に取り組みます。

4. バリアフリー化の推進

【現況と課題】

アンケート調査において、「外出時に困ること」として、身体障がい者、難病患者、高次脳機能障がい者の20%を超える人が「道路や駅に階段や段差が多い」と回答しています。また、「外出先の建物の設備が不便」との回答も、難病患者や高次脳機能障がい者では15%前後に達しています。更に、トイレの問題（洋式でないと使えない、障がい者用トイレがない、など）や車で出かけた際の駐車スペースの問題（専用駐車場が少ない、一般の車に占有されている、など）が指摘されています。アンケートの自由記述でも、公共施設のバリアフリー化を求める意見がみられています。

障がいのある人の外出を快適なものとするために、公共施設のバリアフリー化を更に推進する必要があります。また、施設整備などハード面のバリアフリー化とともに、障がい者用駐車スペースなど、障がいのある人の利用のために設けられている施設が、本来の目的に沿って利用できるよう、市民意識に働きかけるソフト面のバリアフリー化も合わせて推進する必要があるといえます。

【事業の方針】

2-4-(1) 施設等のバリアフリー化の推進

障がい者の利用に配慮し、公共施設・建築物・交通環境などのバリアフリー化を推進することにより、障がい者が気軽に外出し、活動しやすいまちづくりを進めます。

5. 保健・医療の充実

【現況と課題】

アンケート調査において、「医療を受ける上で困っていること」では、「医療費の負担が大きい」ことを発達障がい者以外のすべての障がい者が最も多く回答しています。また、「専門的な治療をする病院が近くにない」ことは、すべての障がい者が多く回答しています。

更に、「通院（病院までの移動）が困難」との回答も、難病患者をはじめとして多く回答されているほか、（通院にあたり）「手話通訳者を急をお願いすることが難しい。」との自由記述もあり、医療機関や医療内容の充実及び医療費の負担軽減とともに、医療機関を受診する前提となる環境の整備を求める声への対応も必要とされています。

【事業の方針】

2-5-(1) 疾病の予防・早期発見の推進

疾病の予防や早期発見を図るため、各種健康審査やがん検診、健康相談等を実施します。

また、乳幼児の疾病予防や発達障がいを含めた障がいの早期発見・早期療育のため、乳幼児健診や健康相談などの充実を図ります。

2-5-(2) 保健・医療体制の充実

障がいの原因の一つである疾病や生活習慣病の予防、健康増進など、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、生涯にわたる「健康づくり」を推進します。

障がい者が安心して、医療サービスを受けられるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会ならびに関係機関との連携を一層強化し、障がい者が必要とする医療サービスの提供に取り組みます。

また、障がい者が必要な医療を受診でき、かつ経済的な負担が少しでも軽減されるよう、公費医療負担制度の周知と利用促進を図ります。

2-5-(3) 精神保健の推進

精神保健や発達障がいについて、関係機関と連携して相談や指導の充実に取り組むとともに正しい知識の普及と啓発を推進します。

また、高次脳機能障がい者支援と普及促進のため、当事者と家族支援の充実を図り、高次脳機能障がいに関する普及・啓発のための事業や広報活動を通してネットワークづくりを行います。

第3項 自立への支援

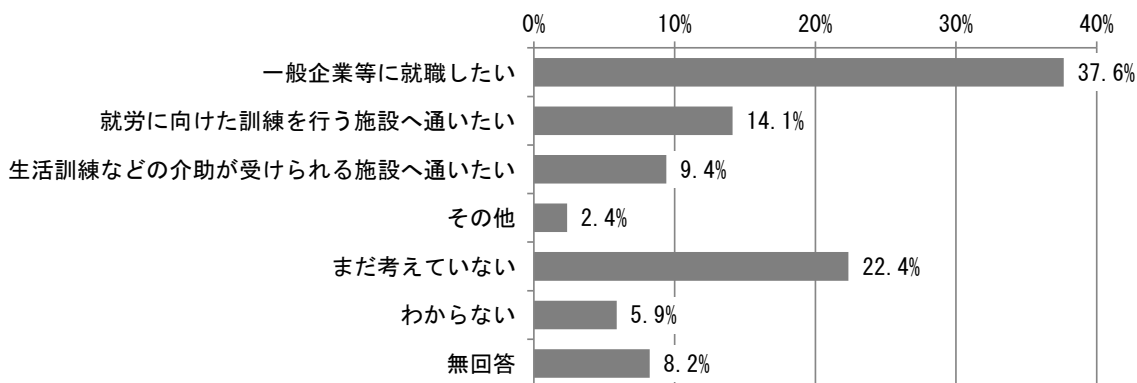
1. 保育・教育の充実

【現況と課題】

アンケート調査では、保育所、幼稚園、認定こども園、学校に望むこととして、「能力や障がいの状態に応じた指導」が56.5%と最も多く、以下、「相談体制の充実」(45.9%)、「施設、設備、教材などの充実」(38.8%)、「まわりの子どもたちの理解を深めるような交流の機会の増加」(32.9%)、「療育指導」及び「障がいを理由とした、いじめなどへの対処」(ともに31.8%)と続いています。

また、学校を卒業したあとについては、「一般企業等に就職したい」や「就労に向けた訓練を行う施設へ通いたい」等の回答が多く、卒業後の就労を見据えた取り組みへの期待も大きいことが伺えます。

【学校を卒業したあとについて】(n=85)



資料：障がい福祉に関するアンケート調査（平成29年）

【事業の方針】

3-1-(1) 障がい児保育の充実

保育所への障がい児の受け入れを促進するとともに、様々な問題を抱える障がい児及び保護者のニーズをよく理解した保育を実施するため、保育士の資質の向上に努めます。

また、障がい児がより快適に過ごすことができるよう、施設の整備・改善に取り組みます。

3-1-(2) 障がい児教育の充実

一人ひとりの障がいの程度や発達段階に応じたきめ細かな特別支援教育を実践できるよう、教職員の継続的な研修、特別支援学校との連携強化に取り組みます。

また、障がい児がより快適に過ごすことができるよう、施設の整備・改善に取り組みます。

3-1-(3) 相談・支援体制の充実

障がい児や保護者の意向を十分に考慮し、適切な就学相談・教育相談に努めます。

また、乳幼児期から学齢期における、子どもの成長段階に合わせた切れ目のない支援を進めるため、保健・福祉・医療・教育との連携を強化し、支援体制の充実に取り組みます。

2. 経済的支援

【現況と課題】

アンケート調査では、医療費や交通費などの負担が重いとする回答が多く、また、経済的な困難さについての自由記述がみられます。その一方、障がい者福祉年金手続きの煩雑さを指摘するものや、福祉サービス自体について、よくわからない・情報が伝わってこないとのご意見もあります。

制度化されている障害基礎年金や、障害児福祉手当、特別障害者手当等についての周知を更に進め、適正に受給できるように努める必要があります。

【事業の方針】

3-2-(1) 経済的支援制度の周知

障がい者の社会生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するため、各種年金や福祉手当、助成金など経済的支援制度の周知を図ります。

第4項 社会参加と就労への支援

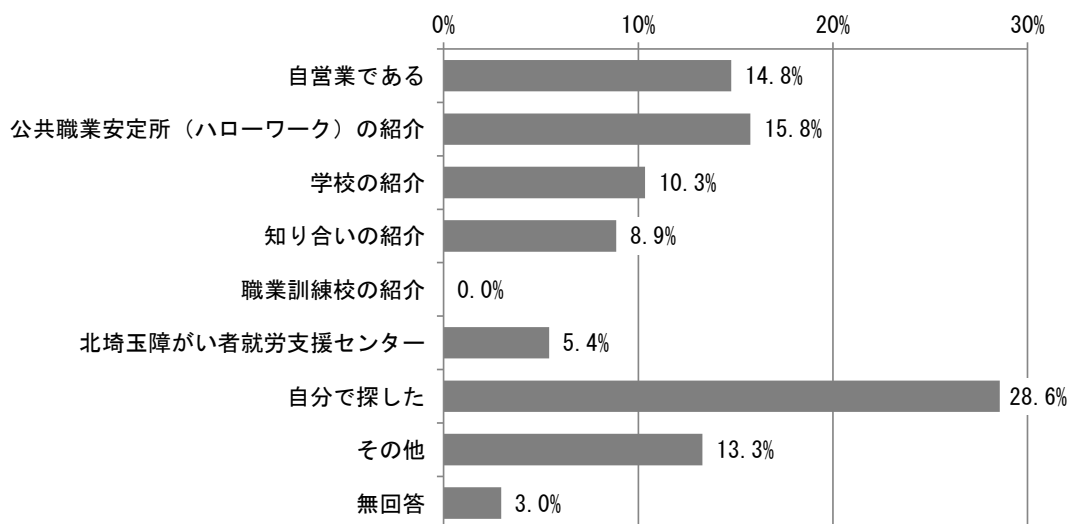
1. 就労への支援

【現況と課題】

現在、通学している障がいのある人の、就労への希望は大きいものがあります。障がい者関係団体へのヒアリングでも、障がい者が近くで就労できる場について要望がありました。更に、障がい福祉関係事業所からは、就労支援に関して、障がいや障がい者について企業の理解を得るための働きかけが必要であるとの意見がありました。

アンケート調査では、収入を得る仕事をしている障がい者が、仕事についたきっかけは、「自分で探した」が28.6%で最も多くなっています。

【今の仕事についたきっかけ】(n=203)



資料：障がい福祉に関するアンケート調査（平成29年）

就労支援に関しては、障がい者の経済的な自立を支援するためにも、更なる充実が求められます。そのため、企業側に対しては障がい・障がい者への理解を深め、障がい者の就労の場の拡大につながる支援が必要であり、障がい者に対しては、就労に必要な知識を習得したり能力を向上させるための支援が求められます。更に、公共職業安定所など、専門機関を通じた職場の紹介などの拡充が期待されます。

【事業の方針】

4-1-(1) 就労支援の充実

障がい者が自立した生活が送れるよう、必要な知識の習得や能力を向上するための支援体制の充実を図ります。

また、必要なサービスが利用できるよう、サービス事業者との連携強化を図ります。

4-1-(2) 一般就労の促進

一般就労への移行に向けた就労移行支援を推進し、一人ひとりの適性に合った職場への就労・定着を支援します。

また、公共職業安定所などの関係機関と連携して、障がい者雇用について、事業者への理解・啓発を推進し、一般就労の促進に取り組みます。

4-1-(3) 関係機関との連携強化

就労支援センターや公共職業安定所など、関係機関との連携を一層強化することにより、就労支援体制の充実に努めます。

2. 多様な働き方（福祉的就労）への支援

【現況と課題】

本市では、障がい者を対象とした福祉的就労として「就労移行支援」を行う事業所のほか、就労移行支援を通じた一般就労に結びつかなかった人に対して「就労継続支援（A型・B型）」の事業所の利用を進めています。

事業所ヒアリングを通じ、そうした事業所が「職員の新規確保が困難である」や「職員の研修、育成を行う時間が十分とれない」といった問題を抱えていることが明らかとなっており、今後の障がい者の福祉的就労に向けた支援を充実させていく上で、大きな課題となっています。

【事業の方針】

4-2-(1) 多様な働き方（福祉的就労）への支援

一般就労に結びつかない障がい者について、福祉的就労の場を確保するため、就労支援サービスの充実に努めます。

また、必要なサービスが利用できるよう、サービス事業者との連携強化を図ります。

3. 社会参加活動への支援

【現況と課題】

アンケート調査では、この1年間に行事や活動に参加していない人のうち 18.1%の人は「参加したい行事がない」と回答しています。また、「外出が困難」や「会場が障がい者に対応していない」、「参加費が負担」などの回答も一定数あります。

今後、障がい者の社会参加を広げていくためには、様々な課題に対し着実に応えていく必要があります。

【事業の方針】

4-3-(1) 交流・ふれあいの機会の拡大

地域づくりのための様々な活動に、市民が積極的に参加するよう、地域活動の活性化を図ります。

また、活動を通じて、障がいのある人とない人が自然に交流ができるよう情報提供や開催方法等の充実を図ります。

4-3-(2) スポーツ・文化活動の支援

障がい者の生活をより豊かにするために、スポーツ・レクリエーションや文化活動への参加について、主催者やボランティア等と連携し、支援します。

また、障がいのあるなしに関わらず、各種スポーツや文化活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

第2編

第5期羽生市障がい福祉計画

第1期羽生市障がい児福祉計画

第1章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

第1項 障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法	自立支援給付	訪問系サービス	○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障がい者等包括支援
		日中活動系サービス	○生活介護 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援（A型・B型） ○就労定着支援 ○療養介護 ○短期入所（ショートステイ）
		居住系サービス	○自立生活援助 ○共同生活援助（グループホーム） ○施設入所支援
		相談支援	○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援
		自立支援医療	○更生医療 ○育成医療 ○精神通院医療
		補そう具	車いす、義手、義足、補聴器など
		地域生活支援事業	必須事業
	任意事業		○訪問入浴サービス事業 ○日中一時支援事業 ○自動車運転免許取得費及び自動車改造費補助事業 ○聴覚障がい者等ファクシミリ使用料補助事業 ○徘徊支援事業
	児童福祉法	障がい児通所支援	○児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 ○居宅訪問型児童発達支援
		障がい児相談支援	○障がい児相談支援 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置

第2項 障がい福祉サービスの利用実績と量の見込み

1. 訪問系サービス

① 居宅介護

障がい者・障がい児を対象に、家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除などの家事援助を行うサービスです。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常時介護を必要とする人を対象に、家庭にヘルパーを派遣して食事や排せつの身体介護、掃除などの家事援助、コミュニケーション支援の他、外出時における移動介護などを総合的に提供するサービスです。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時等において、その障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

④ 行動援護

知的障がいや精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する者につき、行動する際に生じる危険を回避するために、必要な援護、外出における移動中の介護等を行うサービスです。

⑤ 重度障がい者等包括支援

障がい支援区分6に該当する者のうち、意思の疎通が困難な重度の障がい者を対象に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

■前計画の検証と見込量の設定

利用時間、実利用者数ともに計画値を下回って推移しているものの、同行援護や行動援護の利用は増加傾向にあるため、毎年3%程度の増加で推移すると想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※平成29年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27 年度	28 年度	29 年度			
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等 包括支援	利用時間 (時間)	3,421	3,934	4,524	2,308	2,377	2,448
		2,337	2,279	2,231			
	実利用者数 (人)	107	132	162	116	119	123
		100	114	114			

2. 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護を必要とする障がい者で、障がい支援区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）である方に対し、施設などで入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。

■前計画の検証と見込量の設定

利用日数、実利用者数ともに計画値を上回って推移していることから、今後も毎年2%程度の増加で推移すると想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※平成29年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27 年度	28 年度	29 年度			
生活介護	利用日数 (人日)	2,000	2,040	2,080	2,190	2,230	2,270
		2,007	2,049	2,148			
	実利用者数 (人)	100	102	104	115	117	119
		106	114	112			

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

「機能訓練」は、地域で生活ができるようにすることを目的に、身体機能や生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援が必要な身体障がい者又は難病等対象者に一定期間（基本は18か月）のプログラムに基づき、身体機能・生活機能の向上のために必要な訓練などを提供します。

「生活訓練」は、地域での生活を送る上で、生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援を必要とする知的障がい者・精神障がい者を対象に、一定期間（基本は24か月）プログラムに基づき、地域での生活を営む上での必要な訓練などを提供するサービスです。

■前計画の検証と見込量の設定

機能訓練については利用者の増減があるものの、生活訓練については利用者が増加していることから、利用日数の増加を想定して、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※平成 29 年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27 年度	28 年度	29 年度			
機能訓練	利用日数 (人日)	4	5	6	8	8	8
		0	8	3			
	実利用者数 (人)	1	1	1	2	2	2
		0	2	1			
生活訓練	利用日数 (人日)	48	48	48	134	134	134
		102	121	105			
	実利用者数 (人)	3	3	3	6	6	6
		4	5	5			

③ 就労移行支援

一般就労を希望し、実習や職場探しを通じて適性に合った職場への就労などが見込まれる 65 歳未満の障がい者を対象に、一定期間（基本は 24 か月）のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための必要な訓練などを提供します。

公共職業安定所、近隣や地元の一般企業、特別支援学校、就労支援施設等との連携を強化し、支援の充実を図ります。

■前計画の検証と見込量の設定

利用者数が大幅に増加していることから、今後も毎年 5%程度の増加で推移すると想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※平成 29 年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27 年度	28 年度	29 年度			
就労移行支援	利用日数 (人日)	144	156	168	230	241	253
		250	204	203			
	実利用者数 (人)	12	13	14	21	22	23
		25	21	17			

④ 就労継続支援

i) A型（雇用型）

就労移行支援事業を利用しても一般企業での雇用に結びつかなかった方、特別支援学校を卒業後に就職活動しても雇用に結びつかなかった方などを対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供します。

ii) B型（非雇用型）

年齢や体力の面から就労が困難な障がい者、就労移行支援事業などを利用しても雇用に結びつかなかった障がい者を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供します。

■前計画の検証と見込量の設定

利用者数が大幅に増加していることから、A型については毎年5%程度、B型については、毎年2%程度の増加で推移すると想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※平成29年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27年度	28年度	29年度			
就労継続支援 A型	利用日数 (人日)	60	60	80	170	180	190
		53	181	165			
	実利用者数 (人)	3	3	4	10	11	12
		7	11	10			
就労継続支援 B型	利用日数 (人日)	1,776	1,808	1,840	2,000	2,040	2,080
		1,827	1,880	1,963			
	実利用者数 (人)	111	113	115	117	119	121
		114	121	115			

⑤ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者で、就労に伴う環境変化等により生活面に課題が生じている方に対し、企業や関係機関と連携して問題解決を図るための支援を行います。

■見込量の設定

第5期障がい福祉計画からの新たなサービスです。

福祉施設や就労支援センター等の利用から一般就労に移行した利用者数を勘案し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均）

区 分		4期計画			5期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27年度	28年度	29年度			
就労定着支援	実利用者数 (人)				7	8	9

⑥ 療養介護

病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、日常生活上のサービスを提供します。

■前計画の検証と見込量の設定

利用者数は計画値を上回っていることから、今後も微増すると想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※平成29年度の実績値は「見込み」

区 分		4期計画			5期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27年度	28年度	29年度			
療養介護	実利用者数 (人)	10	10	10	13	14	15
		11	13	13			

⑦ 短期入所（ショートステイ）

介助者の病気の場合などの理由により障がい者の介助ができなくなった場合、障がい者・障がい児を対象に、夜間を含めて施設に短期入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。

■前計画の検証と見込量の設定

利用者数は毎年増減するものの、計画値を上回っていることから、福祉型については毎年5%程度の増加、医療型については横ばいで推移すると想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※平成29年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期 計 画			5 期 計 画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27 年度	28 年度	29 年度			
短期入所 (福祉型)	利用日数 (人日)	14	14	14	43	45	47
		49	37	41			
	実利用者数 (人)	7	7	7	19	20	21
		18	17	15			
短期入所 (医療型)	利用日数 (人日)	1	1	1	7	7	7
		10	4	2			
	実利用者数 (人)	1	1	1	4	4	4
		4	4	1			

3. 居住系サービス

① 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用して、一人暮らしを希望する方に対して、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■見込量の設定

第5期障がい福祉計画からの新たなサービスです。

福祉施設や生活支援センター等の利用により一人暮らしに移行した利用者数を勘案し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均）

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27年度	28年度	29年度			
自立生活援助	実利用者数 (人)				5	6	7

② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■前計画の検証と見込量の設定

利用者数は計画値を上回っていることから、今後も微増すると想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※平成29年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27年度	28年度	29年度			
共同生活援助	実利用者数 (人)	41	41	42	48	49	50
		41	49	46			

③ 施設入所支援

夜間での介護を必要とする障がい者や、自立訓練・就労移行支援を利用している障がい者の中で単身の生活が困難である方、又は、様々な事情により通所が困難な方を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事などの日常生活上の世話をを行うサービスです。

■前計画の検証と見込量の設定

利用者数は計画値を上回っていることから、今後も微増すると想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※平成 29 年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27 年度	28 年度	29 年度			
施設入所支援	実利用者数 (人)	62	62	62	67	68	68
		64	67	64			

4. 相談支援

① 計画相談支援（サービス利用計画書の作成）

障がい福祉サービスの利用者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後においてサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

計画策定にあたっては、各種サービスを組み合わせながら、その人らしく日常生活や社会生活を営めるよう支援していきます。

■前計画の検証と見込量の設定

利用者数は毎年増加していることから、今後も微増すると想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（年間） ※平成 29 年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27 年度	28 年度	29 年度			
計画相談支援	件数	538	578	618	291	294	297
		284	288	290			

② 地域移行支援

障がい者施設に入所している障がい者や入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応等を行います。

■前計画の検証と見込量の設定

現在、利用者はいないものの、今後、一定の利用があると想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（年間） ※平成 29 年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27 年度	28 年度	29 年度			
地域移行支援	実利用者数 (人)	1	1	1	1	2	2
		0	0	0			
地域定着支援	実利用者数 (人)	1	1	1	1	2	2
		0	0	0			

5. 障がい児通所支援

① 児童発達支援

身体障がいや知的障がい、精神障がいのある児童を対象に、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童を、医療型児童発達支援センター等の施設において、児童発達支援及び治療を行います。

■前計画の検証と見込量の設定

利用者数は計画値を下回っているものの、今後も一定の利用増を想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※平成29年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			1 期障がい児福祉計画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27 年度	28 年度	29 年度			
児童発達支援	利用日数 (人日)	98	119	120	109	116	123
		70	109	85			
	実利用者数 (人)	14	17	20	17	18	19
		18	16	13			
医療型 児童発達支援	利用日数 (人日)				2	2	2
	実利用者数 (人)	児童発達支援に含む			1	1	1

③ 放課後等デイサービス

就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後の居場所づくりを推進します。

■前計画の検証と見込量の設定

利用者数は、平成 28 年度以降、大幅な増加となっていることから、毎年 5%程度の増加で推移すると想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※平成 29 年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			1 期障がい児福祉計画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27 年度	28 年度	29 年度			
放課後等 デイサービス	利用日数 (人日)	390	430	470	570	600	630
		371	487	542			
	実利用者数 (人)	39	43	47	62	65	68
		53	56	48			

④ 保育所等訪問支援

保育所や集団生活を営む施設に通う発達障がい児その他気になる児童を対象に、障がい児に対する指導経験のある児童指導員・保育士等が訪問し、本人や施設スタッフに対し専門的な支援を行います。

■前計画の検証と見込量の設定

利用者数は毎年増減するものの、今後も一定の利用増を想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※平成 29 年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			1 期障がい児福祉計画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27 年度	28 年度	29 年度			
保育所等 訪問支援	利用日数 (人日)	1	1	1	4	4	4
		1	6	2			
	実利用者数 (人)	1	1	1	2	2	2
		1	3	1			

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいがあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

■見込量の設定

第1期障がい児福祉計画からの新たなサービスです。

一定の利用があると想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※平成29年度の実績値は「見込み」

区 分		4期計画			1期障がい児福祉計画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27年度	28年度	29年度			
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数 (人日)				4	4	4
	実利用者数 (人)				1	1	1

6. 障がい児相談支援

① 障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用する障がい児を対象に、支給決定を行う際に障がい児支援利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

■前計画の検証と見込量の設定

利用者数は毎年増減するものの、今後も一定の利用増を想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（年間） ※平成 29 年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			1 期障がい児福祉計画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27 年度	28 年度	29 年度			
障がい児相談支援	実利用者数 (人)	66	74	84	69	72	76
		59	69	65			

② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援等の充実を図るため、コーディネーターの配置を検討します。なお、配置については、圏域市町での配置を含め検討します。

*本市は、埼玉県障がい保健福祉圏域の利根圏域（行田市・加須市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町）に属します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（年間） ※平成 29 年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			1 期障がい児福祉計画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27 年度	28 年度	29 年度			
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数 (人)				1	1	1

*第1期障がい児福祉計画からの新たなサービスです。

第3項 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置づけられています。

1. 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。

③ 相談支援事業

i) 障がい者相談支援事業

障がい者やその家族などの保健福祉に対する相談に応じ、障がい福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡調整し、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。また、各種サービスや支援制度について、ホームページ等を活用してわかりやすく伝えていきます。

3市（行田市、加須市、羽生市）共同で2箇所の障がい者生活支援センターを設置（委託）し、それぞれ相談を行っております。また、1箇所の障がい者就労支援センターを設置（委託）し、就労に関する相談支援も行っております。

■相談支援事業実施箇所数の実績と今後の見込み ※平成29年度の実績値は「見込み」

区 分		4期計画			5期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27年度	28年度	29年度			
障がい者相談支援事業	箇所数	2	2	2	2	2	2
		2	2	2			
障がい者就労支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
		1	1	1			

■障がい別相談実人数の推移（年間）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい	45	48	49
知的障がい	42	24	55
精神障がい	44	10	55
就労	40	7	35

■相談件数の推移（年間）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
生活相談	820	840	855
就労相談	140	153	195

ii) 基幹相談支援センター等機能強化事業

困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図る事業です。

基幹型相談支援センターの設置については、指定・委託・基幹相談支援事業所の役割を整理し、北埼玉地域障がい者支援協議会で必要性に応じて設置に取り組みます。

■事業の実施の有無と今後の見込み ※平成 29 年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値					
		27 年度	28 年度	29 年度	30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
		無	無	無			

iii) 住宅入居等支援事業

賃貸住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら保証人がいない等の理由で入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行います。

生活の基盤となる住まい確保の支援策として、サービスの周知を図るとともに利用を促進していきます。

■サービス利用の実績と今後の見込み（年間） ※平成 29 年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値					
		27 年度	28 年度	29 年度	30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度
住宅入居等支援事業	利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
		0	0	0			

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者・精神障がい者に対して、制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部又は一部を助成します。

サービスの周知を図るとともに、利用を促進していきます。

■ サービス利用の実績と今後の見込み（年間） ※平成 29 年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値					
		27 年度	28 年度	29 年度	30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (人)	1	1	1	1	1	1
		0	0	0			

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を行うことのできる法人等に対して、法人後見に必要な知識・技能・倫理の習得のできる内容の研修等を行います。

■ サービス利用の実績と今後の見込み（年間） ※平成 29 年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値					
		27 年度	28 年度	29 年度	30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	無	無	無	無	無	有
		無	無	無			

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚障がいや言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思の疎通が困難な障がい者に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、障がい者とその周りの者の意思疎通を円滑なものにします。

埼玉県聴覚障がい者情報センターへ手話通訳者、要約筆記者の派遣を委託しています。時期的・時間的な問題で対応できない場合があることから、今後、関係機関と連携して、手話通訳者の育成に努めるとともに、手話通訳者設置についても検討していきます。

■ サービス利用の実績と今後の見込み（年間） ※平成 29 年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27 年度	28 年度	29 年度			
手話通訳者派遣事業	利用者数 (人)	142	144	146	232	239	246
		192	225	226			
要約筆記者派遣事業	利用者数 (人)	4	4	4	4	4	4
		0	0	1			
手話通訳者設置事業	実施の 有無	無	無	無	無	無	無
		無	無	無			

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度の障がい者・障がい児であって当該用具を必要とする方を対象に、日常生活に必要な用具を給付又は貸与するサービスです。

排せつ管理支援用具については、一定の増加を見込み、他の品目については、現状程度の利用を見込みます。

障がい者・障がい児の特性、ニーズを的確に把握し、必要性に応じ基準を見直しするなど、サービスの充実を図ります。

■ サービス利用の実績と今後の見込み（年間） ※平成 29 年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値			30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
		27 年度	28 年度	29 年度			
介護訓練支援用具	件数	1	1	1	1	1	1
		0	2	1			
自立生活支援用具	件数	3	3	3	7	7	7
		5	8	7			
在宅療養等支援用具	件数	6	6	6	6	6	6
		7	2	6			
情報・意思疎通支援用具	件数	9	9	9	7	7	7
		7	4	7			
排せつ管理支援用具	件数	1,006	1,087	1,174	1,017	1,037	1,058
		1,045	989	1,000			
住宅改修費	件数	1	1	1	1	1	1
		0	0	1			

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成し、日常会話程度の手話表現技術を身につけてもらうことにより、聴覚障がい者との交流を図り、支援を行う人材を確保する事業です。

■研修実施回数の実績と今後の見込み（年間） ※平成 29 年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値					
		27 年度	28 年度	29 年度	30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
手話奉仕員養成 研修事業	回数	1	1	1	1	1	1
		1	1	1			

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対して、複数での利用の支援などへの対応を図り、社会生活上必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の際の支援を提供します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（年間） ※平成 29 年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値					
		27 年度	28 年度	29 年度	30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
移動支援事業	利用時間 (時間)	3,686	3,502	3,327	5,647	5,929	6,225
		5,750	5,544	5,600			
	実利用者数 (人)	33	35	37	35	37	39
		37	32	34			

⑩ 地域活動支援センター

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。

現在、地域活動支援センターはありませんが、地域生活への移行が円滑にできるよう、事業所等との連携を推進します。

2. 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

在宅で生活し、一人で入浴することが困難な身体障がい者に対し、訪問入浴等を定期的に派遣し、入浴サービスを提供する事業です。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※平成 29 年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値					
		27 年度	28 年度	29 年度	30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
訪問入浴サービス 事業	利用者数 (人)	3	3	3	2	2	2
		2	2	1			

② 日中一時支援事業

介助者の就労や一時的な休息のため、一時的に見守りなどの支援が必要な障がい者（児）を対象に、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練などの支援を行う事業です。

■サービス利用の実績と今後の見込み（年間） ※平成 29 年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値					
		27 年度	28 年度	29 年度	30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
日中一時支援事業	利用者数 (人)	14	15	16	10	10	10
		6	8	8			

③ 自動車運転免許取得費及び自動車改造費補助事業

身体障がい者が自動車運転免許の取得及び自動車を改造する際に要する費用の一部を助成することで、障がい者の社会参加を促進する事業です。

■ サービス利用の実績と今後の見込み（年間） ※平成 29 年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値					
		27 年度	28 年度	29 年度	30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
自動車運転免許 取得費補助事業	利用者数 (人)	1	1	1	1	1	1
		1	1	0			
自動車改造費 補助事業	利用者数 (人)	1	1	1	1	1	1
		2	1	1			

④ 聴覚障がい者等ファクシミリ使用料補助事業

聴覚、音声及び言語機能障がい者に対し、ファクシミリ使用に係る基本料金の一部を補助することにより、経済的な負担の軽減と社会生活の利便性を図る事業です。

■ サービス利用の実績と今後の見込み（年間） ※平成 29 年度の実績値は「見込み」

区 分		4 期計画			5 期計画		
		※上段:計画値 下段:実績値					
		27 年度	28 年度	29 年度	30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度
聴覚障がい者等ファ クシミリ使用料補助 事業	利用者数 (人)	13	14	15	15	15	15
		10	11	11			

⑤ 徘徊支援事業

徘徊の症状がみられる障がい者に対して、関係機関と連携し、徘徊高齢者等位置探索サービス事業やステッカー交付事業等により、障がい者本人の生活の安全を確保するとともに、その家族の精神的負担の軽減を図ります。

第4項 平成 32（2020）年度における数値目標

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練等を利用してグループホーム等に移行する者の数を見込み、平成 32 年度末時点の地域生活移行者数の目標値を設定します。

国の基本指針においては、「平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行」「平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の入所者数から 2%以上削減」としています。

県では、国と同様に地域移行者数を 9%以上とする一方で、県内の施設入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障がいや重度の重複障がいなどによる地域生活が困難な待機者が多数いる状況であることから、入所者の削減数は設定しないこととしています。

本市においては、地域移行を進める一方で、施設入所待機者等をふまえ、以下のとおり目標を設定します。

■福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目		数 値	備 考
福祉施設 入所者数	平成 28 (2016) 年度末 (A)	67 人	
	平成 32 (2020) 年度末 (B)	68 人	
【目標値】	平成 32 (2020) 年度末の 地域生活移行者数 (C)	6 人 (9.0%)	
	削減見込	設定しない	

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的取り組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取り組みが必要です。

これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、平成 32 年度末までに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することとします。

3. 地域生活支援拠点等の整備

障がい者が地域で安心して暮らすことができ、親元からの自立を希望する人を支援するための拠点整備を目指し、成果目標を設定するものです。

国においては、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としており、県もこれに準ずることから、本市においても、県や圏域市町と連携を図りながら、平成 32 年度までに一つの地域生活支援拠点の整備を進めていくこととします。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度までに一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、「福祉施設から一般就労への移行について平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上」「就労移行支援事業の利用者数について平成 32 年度末における利用者数を平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加」「就労移行事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上」「就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上」としており、県もこれに準じています。

本市においても、国及び県に準じて目標を以下のとおり設定します。

■福祉施設から一般就労への移行等

項 目		数 値	備 考
福祉施設から一般就労への移行者	【基準値】平成 28(2016)年度	4 人	
	【目標値】平成 32(2020)年度	6 人	
	【目標値】一般就労移行の増加割合	50.0%	
就労移行支援事業所の利用者数	【基準値】平成 28(2016)年度	21 人	
	【目標値】平成 32(2020)年度	26 人	
	【目標値】利用者の増加割合	23.8%	
【目標値】平成 32 年度時点の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合		50.0%	
就労定着支援事業開始 1 年後の現場定着率	【目標値】平成 31(2019)年度末	80.0%	
	【目標値】平成 32(2020)年度末	82.0%	

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

児童福祉法の改正により、障がい児に対する福祉サービスが障がい児福祉計画として位置づけられ、充実が図られることになりました。

国の基本指針においては、障がい児支援の提供体制の整備として「児童発達支援センターの設置」「保育所等訪問支援を利用できる体制の構築」「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」「医療的ケア児の適切な支援のための、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置」が示され、県もこれに準じています。

本市においても、国及び県に準じて目標を以下のとおり設定します。

■障がい児支援の提供体制の整備等

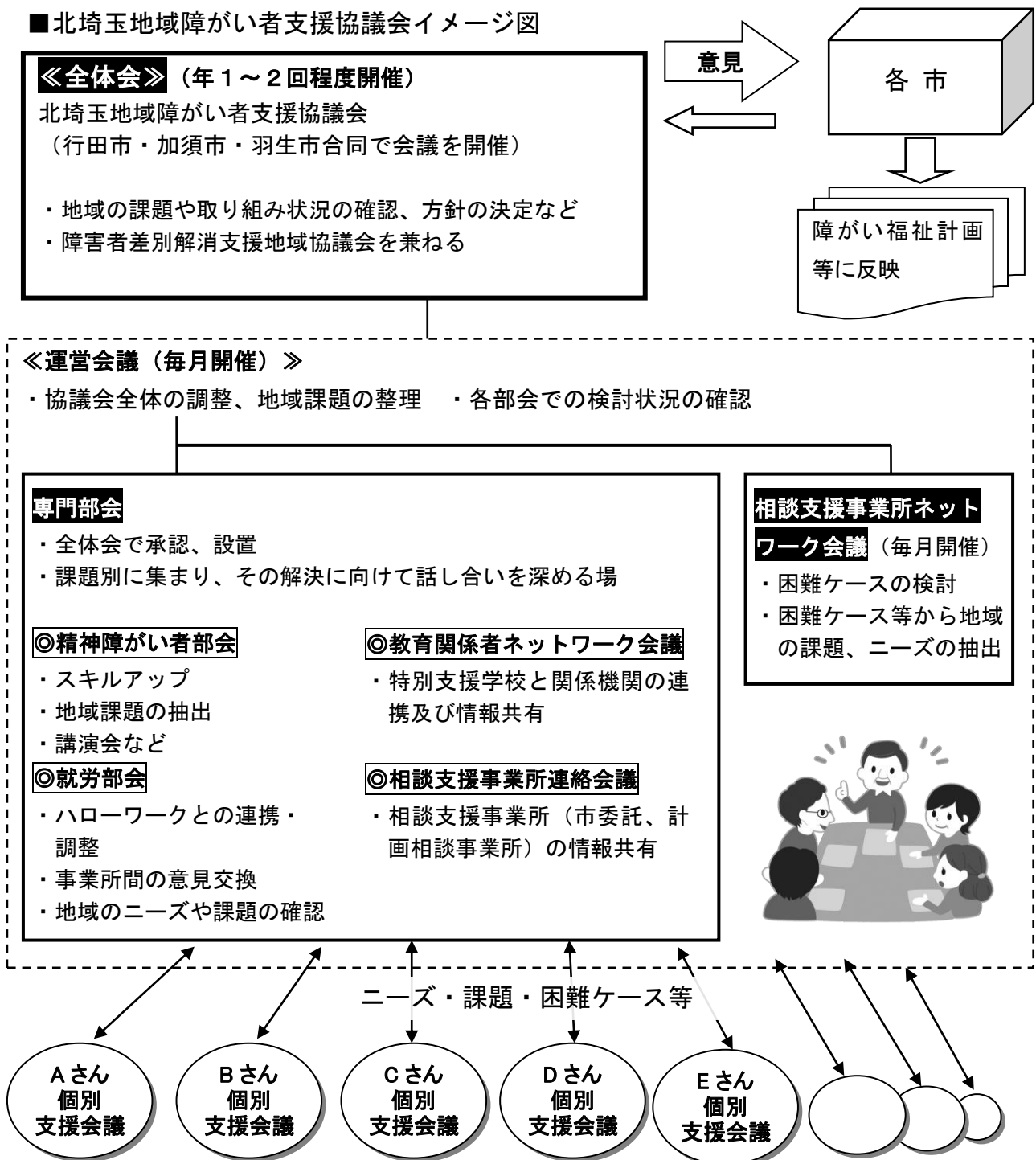
項目	国の基準	現状	目標値
平成 32 (2020) 年度末までの、児童発達支援センターの設置数	1	1	1
平成 32 (2020) 年度末までの、保育所等訪問支援の体制の構築	有	有	有
平成 32 (2020) 年度末までの、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1	2	2
平成 32 (2020) 年度末までの、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1	2	2
平成 32 (2020) 年度末までの、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置数	1	0	1

第2章 計画の推進

第1項 障がい者支援協議会

本計画は、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、行田市・加須市・羽生市の3市により設置される「北埼玉地域障がい者支援協議会」を中心に、地域の障がい者等への支援体制に関する課題の共有や地域の実情に応じた体制の整備、障がい者等への支援体制の整備に関する協議を行い、その推進を図ります。

■北埼玉地域障がい者支援協議会イメージ図



第2項 障がい福祉施策の総合的な推進

1. 関連計画との連携

本計画に基づく施策を効果的かつ効率的に推進するため、市の最上位計画である「羽生市総合振興計画」が示す障がい者支援の方向性を踏まえるとともに、地域福祉計画や子ども・子育て支援事業計画等の関連計画、更には今後策定が予定される福祉関連計画等との連携、庁内関係部署との連携を密にし、社会・経済的な環境や市民のニーズに的確に対応した事業展開を図ります。

2. 国、埼玉県、近隣自治体との連携

本計画が掲げる事業には、羽生市が単独で実施するもののほか、広域で進める事業も含まれています。近隣自治体との円滑な協力関係の維持・拡大を図り、そうした事業を効果的に推進します。

3. 専門的人材の育成・確保

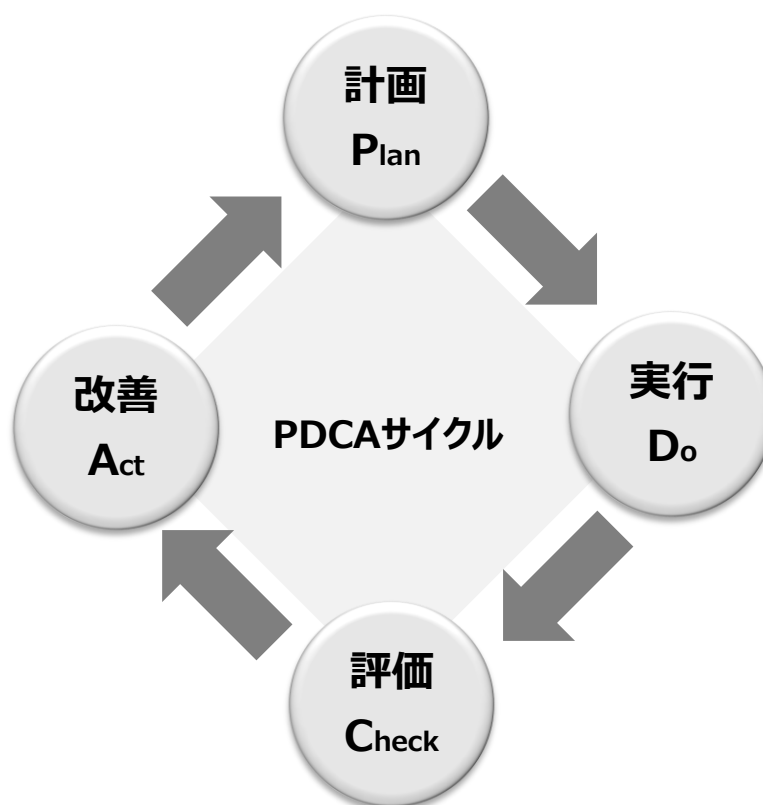
今後ますます高度化、複雑化しながら増大する障がい福祉ニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する専門職員の確保・育成、資質の向上に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者等の専門的人材の着実な育成を図ります。

4. 財源の確保

本計画を推進するため、財源確保に努めるとともに、国、県に対して各種の補助制度の拡充等、財政的支援について要望していきます。

第3項 PDCA サイクルによる計画の点検及び評価

本計画の推進状況や施策の内容に関しては、国が示す基本指針に即し、PDCA サイクルによる点検及び評価を実施します。具体的には、策定された計画(Plan)に基づき施策を実施(Do)した後、毎年度、中間評価としての分析結果を北埼玉地域障がい者支援協議会等に報告し、その意見を聴きながら点検及び評価(Check)を行います。その結果、必要とされた場合、計画の見直し(Act)を実施します。



○評価にあたっての基本的な考え方及び留意点

本計画におけるサービスの見込量や目標値は、利用の実績や今後の動向等を踏まえて整備・確保すべき量を設定したものであり、単純にその達成状況との比較で各施策を評価すべきものではありません。サービスの利用は、その人らしい生活をするためであり、実際のサービスの利用が数値目標を根拠として抑制されることがあってはなりません。

一方、ひとつの評価尺度として数値による達成状況を確認することも不可欠です。利用実績が低かった場合、その原因となるもの、すなわち供給不足や周知不足、類似や代替サービスの存在など多面的な検証を行い、計画の有効性向上につなげていきます。

資料編

1. 計画の策定経過

年 月 日	内 容
平成 29 年 7 月 19 日	第 1 回羽生市障がい者計画等策定委員会 ・ 委嘱状交付 ・ 羽生市障がい者計画等の策定について ・ 第 2 期羽生市障がい者計画の進行状況について 及び第 4 期羽生市障がい福祉計画の進行状況について ・ アンケート調査（案）の実施について
平成 29 年 8 月 4 日 ～平成 29 年 8 月 18 日	障がい福祉に関するアンケート調査実施
平成 29 年 9 月	障がい者関係団体・事業所ヒアリング実施
平成 29 年 11 月 24 日	第 2 回羽生市障がい者計画等策定委員会 ・ 障がい福祉に関するアンケート調査報告書について ・ 羽生市障がい者計画及び障がい福祉計画等の素案について
平成 30 年 2 月 5 日 ～平成 30 年 3 月 5 日	パブリック・コメント実施
平成 30 年 2 月 22 日	第 3 回羽生市障がい者計画等策定委員会 ・ パブリック・コメントの状況について ・ 羽生市障がい者計画及び障がい福祉計画等の最終案について

2. 羽生市障がい者計画等策定委員会設置要綱

平成 11 年 9 月 28 日

告示第 18 号

(設置)

第 1 条 羽生市障がい者計画及び羽生市障がい福祉計画(以下「障がい者計画等」という。)の策定又は見直しに当たり、羽生市障がい者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に提言する。

- (1) 障がい者計画等の策定に関すること。
- (2) 策定した障がい者計画等の分析及び評価に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者団体の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 [この要綱](#)に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

[この要綱](#)は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成18年5月31日告示第14号)

この告示は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日告示第20号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年5月16日告示甲第26号)

この告示は、公布の日から施行する。

3. 羽生市障がい者計画等策定委員会委員名簿

区分	No.	氏名	所属及び職名	備考
1	1	松澤 ゆかり	埼玉県立特別支援学校羽生ふじ高等学園	
	2	鈴木 康夫	羽生市民生委員・児童委員協議会	委員長
	3	池澤 明子	一般社団法人 羽生市医師会	
	4	齋藤 きよみ	久喜人権擁護委員協議会羽生部会	副委員長
2	5	今西 理枝子	羽生市聴覚障害者協会	
	6	西田 重幸	羽生市視力障害者福祉会	
	7	尾上 満	羽生肢体不自由児者父母の会	
	8	日高 美幸	羽生市わかくさ会	
3	9	猪野 勝美	埼玉県加須保健所	
4	10	渡辺 隆志	社会福祉法人 羽生市社会福祉協議会	
	11	太田 和美	北埼玉障がい者生活支援センター	
	12	堀 勲	北埼玉障がい者就労支援センター	
	13	瀬山 和代	社会福祉法人 翼会	
	14	徳田 かの子	特定非営利活動法人 橙	
	15	野口 健二	特定非営利活動法人 あかり	
	16	平井 亜希江	特定非営利活動法人 空と雲の家福祉会	
3	17	宇都木 一男	市民福祉部長	

(敬称略)

区分1：学識経験者

2：障がい者団体の代表

3：関係行政機関の職員

4：障がい者の福祉に関する事業に従事する者

4. 用語解説

あ行

医療的ケア	医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行う経管栄養やたんの吸引などの医療行為のこと。医療的ケアを必要とする児童を医療的ケア児という。
NPO（非営利民間組織）	Non Profit Organization の略。継続的・自発的に社会貢献活動を行う非営利の民間組織（団体）の総称。「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づいて法人格を取得した団体は NPO 法人という。

か行

虐待防止	「虐待」とは、児童・高齢者・障がい者など立場の弱い者にとって不適切あるいは不当な扱いのこと。身体的暴力だけでなく、養護を怠ることや暴言等の心理的虐待、性的虐待及び経済的虐待などがある。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者等に代わり、援助者が障がい者の代理として、その権利やニーズ獲得を行うこと。
高次脳機能障がい	病気や外傷などの原因により脳が損傷を受け、後遺症として記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった認知障害が生じ、その結果、日常生活や社会生活に支障が生じる障がいのこと。

さ行

児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作、自活に必要な知識や技能付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。
社会福祉協議会	社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、様々な問題を地域社会で力を合わせて解決する地域福祉活動を推進することを目指している。
障害者虐待防止法	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年 6 月公布、平成 24 年 10 月施行）で、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者などに、障がい者虐待の防止などのための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した際の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援のための措置などを定めることにより、障がい者への虐待防止等に関する施策の促進を図ることを目的とする。
障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年 6 月公布、平成 28 年 4 月施行）で、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

障害者総合支援法	「障害者自立支援法」に代わるものとして平成 24 年 6 月に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 25 年 4 月施行）で、地域社会での共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講じるため、従来の障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うことが明記された。
----------	---

成年後見制度	判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。
--------	---

た行

地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の特性に応じて構築する、包括的な支援・サービス提供体制。
------------	--

特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。
--------	--

な行

難病	「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年5月公布、平成27年1月施行）では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義され、平成29年4月時点で330の難病が医療費助成対象に指定されている。
----	---

は行

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの脳機能の障がいであって、その症状が通常、低年齢において発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい、行動及び情緒の障がいをいう。
-------	--

バリアフリー	障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等、物理的な障壁の除去という意味合いが強いが、より広く、障がいのある人などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
--------	--

PDCA サイクル	プロジェクトの遂行に際し、計画の立案（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の工程を継続的に繰り返す仕組み。
-----------	--

**第3期羽生市障がい者計画
第5期羽生市障がい福祉計画
第1期羽生市障がい児福祉計画**

発行：平成30年3月

編集：羽生市市民福祉部社会福祉課

〒348-8601 埼玉県羽生市東6丁目15番地

TEL 048-561-1121（代表） FAX：048-560-3073